

国への要請項目について
(全国アンケート取りまとめ)

◎東京一極集中の是正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	◎左記以外に回答のあったテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・	48
◎Society5.0・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9	◎その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
※5Gの利用環境の整備も含む			
◎多様な主体との協働による地域づくり・・・・・・・・	13		
※関係人口の拡大も含む			
◎地域経済の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・	17		
※人づくり、担い手育成も含む			
◎少子化対策・・・・・・・・・・・・・・・・	23		
◎人生100年時代への対応・・・・・・・・	27		
※健康づくりも含む			
◎防災・減災、危機管理・・・・・・・・	30		
◎財源対策・・・・・・・・	33		
◎地域における外国人材の受入れ、多文化共生、グローバル化	45		
◎中山間地域の活性化・・・・・・・・	47		

国への要請項目について

◎東京一極集中の是正

国に要請すべき施策
<p>○若者をはじめとした人の流れの創出に向けた施策の充実や財政支援。</p> <p>○行政をはじめ、経済、医療、教育、文化などの面で地域の中心的な都市機能を有している中枢中核都市以外の市町村への財政支援等</p> <p>○人手不足解消に向けた人材確保・人材育成</p> <p>○関係人口の拡大に係る施策の充実や財政支援。</p>
<p>○都市圏から地方への産業再配置を促進するため、地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講じていただきたい。なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地域の実情に応じた支援内容としていただきたい。</p> <p>○また、物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講じるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度の創設についても検討していただきたい。</p>
<p>○平成 30 年の東京圏への転入超過数が約 14 万人と前年から 1 万人以上拡大しており、地方の社会減拡大の大きな要因となっていることから、第 2 期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けては、地方の実情を十分に踏まえた地方重視の経済財政政策を実施するとともに、国による東京一極集中の是正に向けた抜本的な対策をより一層推進するよう要請すべき。</p> <p>○一部の政府関係機関において地方移転が進められているが、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むべき。また、東京圏から地方への移住・定住を促進し、地方への新しい人の流れを加速化するための必要な財源を確保すべき。</p> <p>○高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進すべき。また、大学生等の地元定着を促進する制度について、自治体に対する財政措置を拡充すべき。</p> <p>○高等教育無償化に関する授業料等減免制度の導入・実施に当たっては、国公立大学で行われている現行の授業料減免制度によって減免の対象となる学生が不利益を受けることがないように、必要な財政措置を継続すべき。</p>
<p>○人口減少の要因として、県外への進学による若者の流出があることから、学生の東京一極集中を是正し、地方大学が、地方創生の実現に向け、地域の雇用創出や若者の地元定着などの役割を十分に果たしていくため、地方大学の定員増や首都圏の大学の地方への移転等を促進すること。（総務部）</p> <p>○政府関係機関の地方移転方針に伴い設置された国立がん研究センターとの連携研究拠点の整備・運営に係る経費については、地域イノベーションの創出による地域産業の活性化を図るため、政府による継続的な支援を実施すること。（商工労働部）</p>
<p>○政府は、地方から東京圏への転入者を 6 万人減少させ、東京圏から地方への転出者を 4 万人増加させるとしているが、平成 30 年の東京圏の転入超過は 14 万人と、依然として目標からほど遠い結果となっていることから、政府においては、不退転の決意で、これまでにない大胆な政策を実行すること。</p>
<p>○進学や就職を理由とした若年層の首都圏への人口流出が続いているため、若者の定着・還流に向けた施策、移住・定住に向けた施策の強化を図るべき。また、地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大の施策を積極的に推進すべき。</p> <p style="padding-left: 20px;">（施策の例）</p>

国に要請すべき施策

- ・地方の高等教育機関の魅力向上に向けた取組への支援
- ・県外流出前（高校・大学卒業前）におけるインターンシップの充実への支援
- ・ライフステージに応じた地方生活の魅力の情報発信
- ・移住に伴う経済的負担の軽減など UIJ ターンを推進するための施策の強化

○地方自治体の取組だけでは限界があり、国でなくては実施できない税や年金、教育等を含む大胆な制度改革が不可欠であることから、以下の施策を実施するよう要望する。

- 1 地方への人の流れを促進するよう、地方拠点強化税制の更なる拡充や地域人材の育成に貢献する地方大学への運営費交付金等の充実など、国が権限を持つ人の移動に影響を及ぼす制度等において、実効性ある施策にスピード感を持って取り組むこと。
- 2 若者の東京圏への流出が拡大傾向にある現状や、様々な業種で人手不足が深刻化し、地域経済活性化の阻害要因になっている状況にあることを鑑み、地方自治体の意見を十分に反映しながら、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に掲げられた施策等に積極的に取り組むこと。

○大学生等のUターン就職率は、平成26年度：30%→27年度：32.8%→28年度：33.3%と徐々に前進してきたものの、29年度は30.3%と後退した。売り手市場の中、東京圏大手企業の採用意欲が高く、県内企業に学生及びその保護者の目が向きづらくなっているため、首都圏等で地方の中小企業が多く参加できる合同企業説明会の開催や、各種就活イベントの充実・強化を図るとともに、東京一極集中の是正には息の長い取組が必要であるため、地方創生推進交付金等の財政的な支援を継続すること。

【先進的（特徴的）な施策】

- ・本県では、県内出身大学生等のUターン就職を促進するため、県内出身学生等に対し、本県の企業の魅力や本県で働くこと魅力を発信するとともに、大学と企業との交流会等を実施している。
- ・また、県内企業で学生のインターンシップを行うことで、県内企業を知ってもらうとともに、卒業後の県内企業への就職及び定着を促す取組を実施している。

○移住支援については継続的な取組が必要であるため、地方創生推進交付金等の財政的な支援を継続すること。

【先進的（特徴的）な施策】

- ・本県への移住窓口として、東京・有楽町の交通会館内に「ぐんま暮らし支援センター」を設置するほか、市町村と連携し、都内で「移住相談会」を開催し、移住と就職の相談にワンストップで対応。また、ホームページやガイドブックにより移住関連情報を発信している。
- ・2019年度においては、移住希望者に群馬の魅力を感じてもらえるよう、物販ブースや体験ブースなどを併設する移住相談会「地域体験見本市」を新たに開催するほか、県内の地域体験イベント情報を集約発信し、本県を来訪するきっかけ作りを行う。また、「地域の顔育成研修」を実施し、移住者が現地で直面する住まいや人間関係などの課題をきめ細かくサポートする人材を養成する。

○国の強力なリーダーシップにより、あらゆる年代に対し、東京圏から地方への移動を促す施策の充実・強化

- ・企業の地方への本社機能移転に係る優遇措置の拡充
- ・東京圏の大学からUターンする学生への支援措置の拡充（わくわくPについて、東京23区在住（通学）期間等の緩和等）
- ・東京圏から地方へ転職等の促進（後継者不足の地方の中小企業の事業承継等も視野に）

○東京一極集中の是正を図るためには、地方への人の流れを生み出し、中長期的な取組により移住につなげることが必要であるが、地方創生推進交付金など、引き続き必要な財源の確保をお願いしたい。

国に要請すべき施策

○第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間内では、東京圏（一都三県）一極集中の是正は図られておらず、転入超過は拡大傾向にある。

しかし、東京圏内でも大企業等が集積する東京23区中心部、通勤圏である周辺地域、通勤圏外の地域など多様である。

また、本県においても人口減少地域はあり、東京圏を一括りで捉えることが難しくなっている。

本県としても東京一極集中是正に資する施策に取り組んでいくので、国においてもこうした地域の多様性を踏まえ、きめ細かい施策を展開していただきたい。

さらに、地方拠点強化税制など東京一極集中是正に資する取組については、制度の延長・拡充に向けて検討いただきたい。

○東京一極集中の是正の対象として、国では、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を「東京圏」と定義しているが、本県では、三浦半島地域や、県西地域をはじめとして既に人口減少が進んでいる地域があり、東京一極集中への危機感は他の地方と変わるものではない。

そうした中で「東京圏」との一括りで、本県からの人口流出が促進される施策が実施されれば、本県の活力を阻喪するだけでなく、現在、政府が推し進めている地方創生に逆行することにもなりかねない。

そこで、東京一極集中是正については、その対象を東京23区に限定した施策とすべきである。

○東京圏から地方への人の流れを創り出す実効性ある仕組みを更に検討・実施すること。

○国は、総合戦略において、2020年時点で東京圏とそれ以外の地域との社会移動の均衡を目標としているが、最近の動向を見ても、東京圏の転入超過数は、135,600人（日本人）にも及び、その大半が将来にわたって地域を支える若者であり、東京一極集中は加速している状況である。

○また、「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）でも、2045年には、国全体で16.3%の人口が減少する中、東京都のみ人口が増加し、東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）の総人口に占める割合は上昇し続けるなど、東京一極集中が是正されないという推計となっている。

○東京一極集中を是正し、実効性のある地方創生を進めるためには、地方の主体的な取組に対する十分な財政措置を行うとともに、首都機能移転の具体化など、国主導により東京圏から地方への新しい人の流れをつくる取組を強力に推進すべきである。

○社会減の主な要因は、就学（15～19歳）・就職（20～24歳）世代の転出超過

○また、都道府県別社会増減の状況をみると、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への転出が顕著

＜本県からみた都道府県別社会増減の状況（H30）＞

○こうした状況は全国的な傾向であり、現状を踏まえた一層有効な施策が必要

（地域経済の活性化、教育環境の整備、地域医療の充実・強化、移住・定住の推進、つながり人口（関係人口）の拡大等）

【地方税制】

○「地方拠点強化税制」については、引き続き、東京一極集中の是正に向け、これまでの実績や効果なども踏まえ、より実効性のある制度となるよう、制度の継続はもとより更なる拡充を行うこと。

○「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、引き続き、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止など、モラルハザードが生じないようにするとともに、一層の活用促進を図るため、地方団体や企業の意見も踏まえ、制度の継続はもとより税の軽減効果の拡大や更なる運用改善を図ること。

【移住・UIJターン】

○首都圏から本県への移住促進のため、移住支援金制度について、首都圏の対象者等に対する周知を充実すること。

国に要請すべき施策

○移住・UIJ ターン就職の促進について、首都圏等から地方へ人を呼び込むための施策を積極的に展開できるよう、地方創生交付金など財政措置を充実・強化すること。

【地方大学・地域産業創生交付金】

○「地方大学・地域産業創生交付金事業」については、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間においても、地方大学を中心とした中核的産業の振興、専門人材の育成・確保により地方創生を実現するため、引き続き所要額を確保すること。

○地方への本社機能の移転・拡充を促進し、質の高い雇用の場を確保することで、地方創生を実現するため、2019年度までとなっている法人税などの税制優遇措置（地方拠点強化税制）を受けられるために必要な施設整備計画の認定期間を延長すること。

○個々の地方公共団体の自主的な取組みには限界があることから、地方大学における地方創生の取組みに対する支援などを通し、地方に学生が集まる仕組みを整えること。

○地方創生の実現に向けた取組みを本格展開していくなかで、国と地方が一体となって息の長い取組みを継続かつ主体的に推進するため、地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続を図ること。「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた政策目標を達成するため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模を拡充し、必要な財源を継続的に確保すること。地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

地方拠点強化税制については、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出をさらに進めるため、税額控除の拡大など制度を拡充すること。

○（地方への大学誘致）

- ・平成 29 年 12 月に最終報告された「地方における若者の修学・就業の促進に向けて－地方創生に資する大学改革－」を踏まえ、国においては、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」による東京 23 区内の大学学部等の収容定員の抑制、地方へのサテライトキャンパス設置に関する調査研究事業や地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業の実施など、東京における大学の地方移転の取組を行っている。
- ・地方への大学・キャンパス・学部等の設置・移転（サテライトキャンパスを含む）を促進するために、施設整備等に係る経費を補助する財政支援や、教員配置に関する大学設置基準の弾力的な運用など大学にインセンティブが働く仕組みを構築するとともに、地方自治体が大学誘致のために実施する事業（例 まちづくり・道路整備、通学のための交通手段整備等）に対する国の財政支援制度を創設すること。

○文化庁の京都移転や消費者庁の徳島オフィス開設など一部を除き、共同研究の実施や研修の共同開催にとどまっており、東京一極集中の是正や地方創生への取組みとしては不十分な状況である。国が主体的に組織そのものの移転を実現すべきである

○中枢中核都市の機能強化を図ることが検討されているが、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に鑑み、個性豊かで魅力ある地域社会を実現するためには、人口の増加がみられている政令指定都市よりも都道府県の地域ごとに、中核となる都市の機能を維持・強化することがより必要。

○現行まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策パッケージ「(2) 地方への新しいひとの流れをつくる」に盛り込まれている全項目について、次期総合戦略においても継続するとともに、充実・強化を図ること。

国に要請すべき施策

○地方からの東京への転出超過が続いており、東京一極集中の是正は進んでいない状況。

○わくわく地方生活実現政策パッケージ事業をより活用しやすくするなど、東京圏からのUIJターンの促進をはじめ、東京一極集中の是正に向けた取り組みの強化が必要と考える。

○人口を東京に集めていると、東京の出生率は低いため、日本全体の人口が減っていく。

UIJターンの促進に向け、企業誘致や働き方改革等による地域の雇用の充実に向けた取組を積極的に行っているが、国においても産業構造の配置などの見直しを行われたい。

○東京一極集中の是正と地域の特色ある発展を実現するためには、遅れた地方のインフラ整備を推進し国土のミッシングリンクを早期に解消するとともに、首都圏や海外との交流・対流に要する時間距離の短縮が重要であることから、高速道路・リニア中央新幹線・整備新幹線等の整備促進、地方空港の機能強化に資する施策をさらに充実し、必要な予算を確保すべき。

○地方に人や資本を環流させる抜本的な対策の実施

・東京一極集中を是正するため、人や企業、国家機関等を地方に分散させる抜本的な仕組みの構築が必要不可欠

・「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」(H14 廃止)に規定があった大規模な工場や大学に加え、本社機能を有する事業所など人口増加の原因となる施設の東京圏への新規立地を抑制する制度の創設

・ふるさとに資産を残しながら都市で生活する者等、二地域に関わりのある人々に対し、第二住民登録制度の創設等、住民税納税地や投票権の選択・分割等が可能となるような制度の創設

○政府関係機関の更なる地方移転の促進

・国自らも東京一極集中の是正に向けて、最高裁判所や会計検査院など、全ての国家機関まで対象を拡大し、国家戦略として政府関係機関等の地方への移転の促進

○若者の定着環流対策の更なる推進

・学校基本調査の項目に卒業後の就職に伴う居住地の移転先を追加するなど、国において大学卒業者の地域間移動を把握する調査の実施

○東京一極集中の是正に向けて、地方への新しいひとの流れをつくとともに、人口流出の抑制に取り組む必要があり、これまで以上に大胆な施策を盛り込み、政府関係機関等の更なる地方移転・分散を推進する必要がある。

政府関係機関移転基本方針で全面移転とされた機関はわずか3機関であり、新たな移転対象機関の検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として、具体的なKPIを設定した上で、

・自ら移転可能な機関を示すなど、国が主体的に取り組むとともに、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。

・共同研究の実施など、移転機関と地元の大学や企業等が連携した取組を推進することができるよう、国の機関としての機能拡充を図ること。

○地方圏から東京圏への若者を中心とした人口の流出が止まらないことが、東京一極集中の大きな要因となっている。若者の東京圏への流出に歯止めをかけるためには、若者のふるさとへの定着やIJUターンの促進による産業人材確保や、地方圏との関りに関心を持つ「関係人口」の拡大に取り組んでいくことが重要であり、国においても引き続き十分な予算を確保し地域の取組を支援すべき。

○地方拠点強化税制は3年間でオフィス減税55件、雇用促進税制19件しか利用されておらず、期待される役割を果たせていない。企業の東京圏への転入超過が続いている中、国は自ら率先してその要因分析を行うことが必要である。

その上で、東京圏から地方への企業移転に関するより具体的で明確なKPI、集中移転期間を設定の上、

①現行優遇税制の強化

・地方拠点強化税制の対象経費の拡大と優遇内容の拡充

国に要請すべき施策

②さらに踏み込んだ優遇税制の創設

- ・東京圏と地方の法人税に差を設けるなどの税制措置
- ・東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び地方自治体独自の補助金の益金不算入制度

③企業に対する直接助成の創設

- ・東京圏から地方へ移転する企業に対する国独自の移転促進交付金

など、一連の施策が地方分散の真のインセンティブとなるよう、企業ニーズや実態を踏まえた再構築を行うこと。

○基本目標である「社会増減」は平成 29 年において、2,182 人の社会減となり、年々減少幅が拡大する厳しい状況が続いている。若年層の多くが就職などで東京圏など 3 大都市圏へ転出していることが考えられ、全国的な東京圏への人口一極集中の流れが進む中で、本県も同様の動きとなっている。

○本県でも県内外の新規学卒者など若者の県内就職の支援や県内への移住・就業支援に取り組んできてはいるものの、東京一極集中の問題は、大学や企業が東京に過度に集積するなど、ある意味構造的な問題でもあることから、企業の地方移転の更なる促進など国レベルでの大胆な施策が必要である。

○政府機関の地方移転について、(独)国際協力機構(JICA)の研修機能の充実

- ・政府関係機関移転基本方針で決定された(独)国際協力機構(JICA)の研修機能の海士町への一部移転が、地域の活性化につながるよう、今後とも地元と十分に連携しながら研修機能の充実を図ること。

○東京圏に人や資源が集中する「東京一極集中」が合理的という意見もあるが、他の先進国と比べて東京圏の人口比率が高い日本は、一人当たり GDP が伸び悩んでおり、「東京一極集中」が合理的であるとは、言えない状況にある。

(OECD 加盟国の 1 人当たり GDP 日本の順位 1990 年代はじめ：6 位 2017 年：17 位)

○地方が合わさったものが国であり、地方が疲弊して国だけが繁栄することはありません。地方からイノベーションが生まれ、国の持続的発展につなげる新たな成長モデルの構築が必要である。

○地方の持つ様々な特徴・強みと東京圏の多様な人材や資源が交わり、イノベーションの源泉である多様性を創出するには、東京圏に過度に集中している人材や資源を地方に分散させる必要があることから、東京圏の企業の地方移転を促す次の施策に取り組むこと。

- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること
- ・企業全体の雇用増ではなく、地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること
- ・東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること

○「地方への新しいひとの流れをつくる」取組のより大胆な展開

- ・大都市と地方の法人税に思い切った差を設ける税制措置や東京における企業の立地制限等による企業の更なる地方分散
- ・中央省庁を含むより移転効果の大きい新たな移転対象機関の検討に着手するなど、取組を一過性のものとすることなく国家戦略として進める政府関係機関の地方移転
- ・地方に研究資源が豊富にある分野の大学キャンパスの移転や地方のニーズに即した地方大学の学部設置・定員拡大

○「地方創生版・三本の矢」の更なる充実

- ・地方を選び活躍する若者や女性への個人給付を含めた重点的支援
- ・公益法人や民間企業など多様な主体が主役となる地方創生支援策の拡充

国に要請すべき施策

○大学の東京への一極集中の是正

- ・本県における大学の入学定員は、大学進学者の半数程度しか受け入れることができない状況となっている一方で、東京都における大学の入学定員は、大学進学者の2倍となるなど、地域間の格差が顕著となっており、多くの若者が大学等への進学時に東京圏へ流出している。こうした状況を踏まえ、国においては、東京23区内の大学の学部等の定員の着実な抑制を行うとともに、地方大学における学部の新增設等の弾力的な運用や定員の増のほか、若者の地方定着に資する地方大学の振興を図り、東京への一極集中の是正を促す抜本的な対策を講じていただきたい。
- ・また、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学が地方に設置されることは、地方大学の入学定員の増加や若者の地元定着につながるとともに、高度な専門技能や実践力を兼ね備えた質の高い専門職業人の供給による地域の産業競争力の強化や地域の活力の増進に資するものであり、東京一極集中の是正などの観点から、地方への設置に配慮していただきたい。

○企業の東京への一極集中の是正

- ・人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方における魅力ある雇用の場の創出が必要であり、国においては、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対して、税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」により、企業の地方移転や地方拠点の拡充を推進しているが、企業にとって、大都市立地のメリットは大きく、現在も企業の東京圏への一極集中は続いている。こうした状況を踏まえ、国においては、企業が地方に移転するための十分なインセンティブとなる抜本的な対策を講じていただきたい。

○外国人材の受入れ

- ・新たな在留資格「特定技能」については、外国人が大都市圏その他の特定の地域に集中することなく、地方の人手不足に的確に対応し、地方の持続的な発展につながるよう、国において実効性のある施策を実施するとともに、地域の実情等を踏まえ、特定産業分野の追加等に柔軟に対応していただきたい。

○政府関係機関の地方移転

- ・平成27年国勢調査によると、我が国の総人口は、平成22年の前回調査に比べ、94万7千人減少し、人口規模が第3位の大阪府ですら減少に転ずる一方で、東京圏では51万人増加し全国の4分の1以上が集中するなど、東京一極集中がさらに加速している状況が明らかとなり、深刻度が増している。
- ・こうした状況の中、「政府関係機関の地方移転」は、企業の本社機能の地方移転を促す起爆剤であるとともに、現場主義による「国民目線に立った政策企画」の強化や、ICTを活用した新たな働き方を創造するものであり、国民の期待は極めて大きい。
- ・また、首都直下型地震に対する備えとしても重要である。
- ・国は「第1期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「政府関係機関の地方移転」を推進し、「京都への文化庁の全面移転」、「徳島への消費者庁等の消費者行政新未来創造オフィスの開設（平成29年度から3年間の試行）」、「和歌山への統計データ利活用センターの設置」が決定された。更に、東京一極集中を是正するための中央省庁の地方移転を推し進める必要がある。
- ・ついでには、人口減少の克服と東京一極集中を是正し、日本の明るい未来を切り拓くため、「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、文化庁、消費者庁、統計データ利活用センターに止まらず、更なる「政府関係機関等の地方移転」を進め、日本全体で「まち・ひと・しごと」の好循環の確立を図る必要がある。

○本社機能移転の促進

◎地方への人の流れをつくり、東京一極集中を是正するため、地域再生制度の一つとして、東京等から地方へ本社機能移転等を行う企業に対し税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」が平成27年度に創設された。

しかし、税制優遇の前提となる都道府県知事による移転等企業の「整備計画」認定件数は、平成30年11月末現在、全国で278件、このうち東京23区から移転する「移転型事業」

国に要請すべき施策

は25件と、全体の1割にも満たない状況である。

企業が、中長期的視点に立って地方移転を判断でき、かつ魅力ある内容の地方拠点強化税制とするため、「適用期間の大幅な延長」とともに、「『本社機能』の対象拡大」や「事業タイプの新設」等の制度拡充を図る必要がある。

企業の地方移転を一層促進するため、「地方拠点強化税制」とあわせた「拠点施設整備」や「新規雇用」への新たなインセンティブの付与、並びに地方部への社会的インフラの整備が必要である。

- ・地方拠点強化税制の延長及び課税特例の拡大
- ・本社機能移転を促進する新たな事業タイプの創設
- ・「移転型事業」に対する新たなインセンティブ創設

○国においては、東京一極集中の是正に向け、地域の中核となる産業の振興や地方大学の振興、政府関係機関の地方移転など、積極的な施策展開をお願いしたい。

◎大学関係

- ・若者の地方からの流出に歯止めをかけるため、引き続き、東京圏における大学の新增設（学部・学科の新增設も含む）や入学定員の増加、入学定員に対する超過率等を厳しく制限する必要がある。
- ・また、地方大学により多くの学生が集まるよう、入学料や授業料の引下げ等の措置を行うとともに、地方創生をさらに進めるため、地域課題の解決に取り組む人材の育成に積極的に取り組んでいる地方大学に対し、支援を強化する必要がある。

◎地方拠点強化税制関係

- ・東京から地方への本社機能移転や地方拠点強化は依然として進んでいないことから、企業にとってより魅力ある仕組みを創設するなど、更に実効性を高めるための工夫を講じる必要がある。

○東京一極集中の是正については、新たな雇用創出や移住促進等種々の施策が講じられているものの、その効果は限定的と認識している。（中央省庁の地方移転も結果的に限定的なものとなっている。）

○このため、これまでにないような策（人づくり革命における教育無償化のようなもの）を大胆に講じる旨を記載すべきと考える。

○人口減少に未だ歯止めがかかっていない厳しい現状を踏まえると、今後も地方創生、とりわけ人口減少対策を積極的に推進する必要があると考えているが、その際には、東京一極集中の是正策と併せて、大都市圏（本県においては関西圏や福岡県）への人口流出抑制対策についても併せて検討する必要があると考えている。

○地方公共団体等と連携して、大学が主体的に行う若者の地方就職を促進するための取組や就職実績に応じて、大学運営費助成の増額や交付金による支援などを内容とするインセンティブ制度の創出

○地方移住希望者への支援体制の強化、U I J ターンによる起業・就業者創出など、東京圏から地方への移住・定住の流れが拡大・定着するよう、引き続き取組を強化すること。

◎Society5.0（※5Gの利用環境の整備も含む）

国に要請すべき施策
<p>○政府は、自動走行の取組工程表である「官民 ITS 構想・ロードマップ」において、2020年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までの一部実用化などを掲げているが、冬期積雪時の実用化については特段の目標を掲げていない。一方、国土の6割、我が国の総人口の約1/4は積雪寒冷地に居住しているのが実態であり、北海道・東北地方では、少子高齢化が急速に進展し、高齢者の移動手段の確保や人手(ドライバー)不足などによる問題は深刻化している。</p> <p>自動走行は、こうした地域課題への対処に有効な手段になると考えられることから、国が行う自動走行関連施策においては、積雪時での活用を含めた通年実用化に向け、その取組工程を「官民 ITS 構想・ロードマップ」に明記し、課題の明確化に取り組むとともに、それを踏まえた国が行う実証実験を北海道・東北地方において推進すること。</p> <p>○地域の課題解決に資する先端技術を活用した産学官連携による研究開発の取組への国の支援。</p> <p>○地域産業の生産性を向上させるためには、IoTやロボットなど先端技術の導入が必要だが、製品開発に必要な設備を中小企業単独で導入することは困難であることから、技術支援を担う地域公設試験研究機関及び産業支援機関に対し、こうした設備の導入への支援を行うこと。</p>
<p>○Society5.0の実現に向けた取組は、人口減少や過疎化など、地方が抱える地域課題を解決するうえで重要であることから、5Gの基盤整備や第4次産業革命技術等の導入支援等については、地方を重点的に実施すること。</p>
<p>○本県を始め全国の大部分を占める中小企業における新技術等の導入を促進する取組を支援すること。</p> <p>○また、5Gが早期に全国展開され、地域間格差がなく高度なサービスを楽しむことができるように、条件不利地域における基地局整備等への支援や、携帯電話事業者に対する働きかけを行うこと。</p>
<p>○地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることのないよう、5Gの早期の地方展開を促すと共に、5Gを含めた高度な無線通信環境を支える基盤でもある光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備等を推進するため、必要な支援策を講じるとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理及び再整備に対する財政措置を含む支援策を講じること。</p> <p>○Society5.0（未来技術）関連投資に係る地域未来投資促進税制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各産業分野における人手不足や生産性向上等の課題への対応、更には、第4次産業革命技術がもたらす新たな産業創出（イノベーション）を加速化するため、地域未来投資促進税制において、Society5.0（未来技術）関連投資に係る税額控除の上乗せ等支援の拡充を要望。 <p>※地域未来投資促進税制：地域未来投資促進法による地域経済牽引事業（主務大臣による事業の先進性等確認事業）に対する課税の特例措置</p>
<p>○【ICTによる生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題である。ICT施工を導入して生産性を向上することで、経営環境を改善し、かつ現場の安全性確保を図ることが期待できる。生産性の向上等に資するICT施工の普及・定着を促進するための財政支援を行うこと。
<p>○Society5.0の実現によってもたらされる新たな価値やサービスを国民に広く浸透させるとともに、5Gを始めとした地方におけるSociety5.0を支える基盤を整備すること。</p>
<p>○近未来技術の社会実装を加速するため、地方創生交付金の補助率の引き上げや優先枠の確保等財政支援の充実を要望する。</p>
<p>○技術革新は社会の発展の礎であり、国を挙げて技術開発体制を構築するとともに、交通弱者の増加など地方の直面する課題の具体的な解決に向け、技術の社会実装を円滑に進めるための措</p>

国に要請すべき施策

置を講ずること。

○次世代技術に係るインフラが東京圏等と同水準に整備されるための国による財政支援

○革新的技術の実装に係る規制緩和の拡充や、実証実験等における許認可等手続きの簡素化、迅速化

○先端技術を活用して中山間地域の課題を解決する取組（ex. 交通・物流等における実証実験・実装等）に対する支援の充実

○地域間の偏りのない5G基地局の整備とその間を結ぶ光ファイバ網の早期整備

5G利活用の効果が高い中山間地域等の5G基地局整備については、国が主導して速やかな整備を行うことが必要（携帯事業者による整備は収益性の高い都市圏を優先することが見込まれる。）

○5G・ICTインフラの地域展開に対する国の財政的支援、技術的支援

地方自治体等が整備する5G・ICT利活用に関するシステム構築、機器整備及びそれらの保守・運営経費に対する財政的・技術的支援が必要

○農林業の成長・発展のためには、これまでの経験に頼った手法だけではなく、新たな発想によるコスト削減や付加価値を加えることで収益性の向上を図ることが重要であるため、ものづくり産業の企業等と連携した生産現場での研究開発及び普及のための支援を拡充すること。

○地方（地域）の産業を守り、若者等新たな人材を呼びこむためにも、農業生産の軽労化や技術継承の円滑化、経営規模の飛躍的拡大等の実現に資する「スマート農業」に係る支援策（研究開発、ソフト及びハード整備の支援など）を充実させること。

○地方創生のために5Gを活用できるよう都市と地方において基地局の整備を偏りなく進めるべき。また、5Gを活用した行政サービスを向上させる施策に向けた実証実験を国主体で実施すべき

○AI・RPAの導入に当たっては、

- ・活用できる業務や分野が不明
- ・参考となる導入事例が少ない
- ・導入効果が不明
- ・導入に当たっての予算確保

といった点が導入に当たっての課題であり、より一層の参考事例の収集・紹介とともに、導入に当たっての財政支援

○科学技術・イノベーション政策の充実と十分な財源を確保すること

・少子高齢化に伴う労働力の減少や市場の縮小といった社会課題を解決するためには、イノベーションの創出による生産性の向上が必要であり、その実現のためには、技術や仕組みの導入と新たな職種への適応性を高める再教育などの効果的な科学技術・イノベーション政策と、それを支える財源の確保が不可欠。

○プログラミング教育の推進を図るため、教育現場をサポートする専門家の派遣や好事例の紹介を行うとともに、ロボット機器などの必要な教材を継続的に確保できるよう、予算措置を行うこと

○持続可能な体制の構築に向け、ICTを活用した左記新技術の導入を推進

○中小企業が取り組むIoT・AI等を活用した研究開発の促進

国に要請すべき施策

○ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬での措置を拡充するとともに、介護報酬において措置すること。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

○地域産業のデジタル化

- ・首都圏への一極集中は、地方での人口減少や高齢化の進展等を加速させ、地方の活力を衰退させる一因となっている。
- ・こうした地方の課題の解決のためには、AIやIoTといったデジタル技術の利活用が必要不可欠であるが、これらの技術や人材は首都圏に集中しており、都市と地方の二極化は否めない状況にある。
- ・一方、IT企業にとっては、そのスキルを活かすビジネス展開のフィールドを、様々な課題を有する地方に求めている。
- ・そこで、首都圏のIT企業や革新的な技術を持つベンチャー企業等と、県内企業や大学等をマッチングし、共創による課題解決に取り組むことを目的として、多様な企業や人材を地方へ集積させる支援施策の実施すること。

○【5G関連】

◎産業や生活等の質を飛躍的に高める「5G」の地方への速やかな導入に対する支援

- ・地方における5G基地局の早期整備及びサービス開始の促進
- ・5Gを活用した地域社会の課題解決・改善や活力創出に向けた取組に対する技術的助言や財政措置など総合的支援

○【農林水産分野】

- ・スマート農業の普及には、先端技術を使いこなせる即戦力人材の育成とその活躍の場の創出に向けたハード整備の両面からの支援が必要。
- ・旺盛な木材需要に対応するため、ICT等の先端技術を活用した施業の効率化・省力化や高度な木材生産システムの導入等、スマート林業の推進に向けた支援が必要。
- ・漁業の生産性向上や所得向上を図るため、ドローンやAI等を活用したスマート水産業の推進による操業の効率化や適切な資源管理の実施に向けた支援が必要。

○AI等の先端技術の利活用は、人口減少・少子高齢化に伴う地方の様々な課題の解決の鍵を握るものであり、国においても、先端技術の利活用を担う人材育成や研究開発等への支援により一層取り組んでいただきたい。

○IoTセキュリティ対策の確立

○都市部、地方を問わず早期の5G展開を図ると定めた「周波数の割当に関する開設指針」の確実な実行

○5Gを活用した地域の取組みに対する省庁横断的な支援体制の構築及び財政措置

○あらゆる産業分野での最先端技術の積極的な活用策及び財政措置

○地方版IoT推進ラボにおける支援策の拡充

- (1) 地域におけるAI・IoTの導入・活用に向けた実証事業に対する支援策の創設
- (2) 地方の中小企業等がAI・IoTの整備促進を図るための支援策の拡充

国に要請すべき施策

○IoT や AI といった先端デジタル技術や第5世代移動通信システム（5G）は、都市部だけでなく地方（中山間地域）においてこそ課題解決に資する有効なツールとなり得ることから、特に5Gの全国展開にあたっては、企業の経営判断のみに任せるのではなく、条件不利な中山間地域への普及について、以下のような施策が必要であると考えます。

① 5G環境の整備促進

- ・中山間地域においても都市部と同様に通信事業者による基盤整備が進展するよう、国における都道府県単位の細かな整備指針の策定
- ・通信事業者による中山間地域等不採算地域における5G基地局整備への支援制度の構築
- ・5G基地局や光ファイバの整備・維持管理をユニバーサルサービスとして提供
- ・自治体による5G基地局整備への支援制度の構築

② 5Gの多様な活用促進

- ・大企業等が参画する地域の課題解決に向けた5Gのモデル実証事業を地方（特に中山間地域）で積極的に展開するための仕組みの構築
- ・5Gやデジタル技術を活用した新たなビジネスを展開するための拠点（サテライトオフィス）の整備等への支援の強化
- ・自治体と大学が一体となったデジタル技術を活用した地方創生のプロジェクトへの支援の強化

③ 5Gを支える人材の育成・確保

- ・国と地方を挙げたデジタル人材の育成
- ・都市部のデジタル人材（マネジメント層、エンジニア等）の地方への送り出し機能の強化

○各地におけるテクノロジーの利活用と、これを通じたSociety5.0の実現に向け、国において例えば以下のようなことに取り組んでいただきたい。

- ・AIやIoTをはじめ先進テクノロジーを用いたソリューションや事例、提供者（ベンダー）のデータベース化
- ・今後、圧倒的に不足が見込まれるデータサイエンス人材について、各地方大学等を活用した養成・確保の仕組みづくり
- ・これらテクノロジーの利活用が社会に受け入れられ、マーケットにおいて正当な評価の下、ビジネスとして成り立つような国民各層への普及啓発

○自治体が行う、先端技術を活用した社会課題解決に挑戦する実証事業等への支援

○第5世代移動通信システム（5G）の整備促進

- ・地域課題の解決や地方創生への活用が期待されている第5世代移動通信システム（5G）については、「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針について」（平成30年12月）において、地域ブロック別の5G基盤展開率が50%以上になるよう絶対審査基準が設けられたが、残りの50%の地域の整備展開の方針は示されていない。残りの50%の地域においても、これまでの制度のように地方公共団体が財政負担しないと整備が進まないという事態にならないよう、事業者が自ら整備を行うような制度設計を図ってほしい。

◎多様な主体との協働による地域づくり（※関係人口の拡大も含む）

国に要請すべき施策
○若者の東京一極集中に歯止めをかけ、東京圏と地方との転出入均衡を早期に図るため、首都圏等からのU・Iターン促進の取組や関係人口拡大に向けた取組への支援を充実すること。
○女性活躍推進の取組を継続して進めていくためには、財源の確保が必要であり、引き続き「地域女性活躍推進交付金」による十分な財源措置を講ずること。
○地域に多様に関わる「関係人口」の質的・量的な拡大を図り、地方への人の流れをつくることで地域を活性化していく上で必要であることから、地域が行う独自の移住定住を促進する取組に対し、更なる支援を行うべき。
○地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）は2019年度で終了する予定。 ○地方創生を更に推進するには、地方大学における自立に向けた自主的努力と国による次なる支援策を組み合わせ相乗的な取組が必要であることから、当該事業の後継事業を創設するなど、更なる支援策を講じるべき。
○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に来日した外国人観光客に対して被災地の復興の姿を伝えるため、本県をはじめとする東北への誘客を促進するための観光キャンペーンの実施や、個人旅行者の増加を見据え、二次交通をはじめとする受入態勢の充実に向けた取組等について、東北観光復興対策交付金制度の継続に加え、国際観光旅客税を財源とした交付金制度の創設など十分な支援策を講じるべき。
○外国人留学生等に、より効果的なマッチングの機会を提供するため、企業の外国人インターンシップ受入に対する国の補助制度の新設または拡充を要望する。
○地域の企業や関係機関との連携を図り、地域の担い手として人材育成するため、連携コーディネーターを必要とする学校に配置できるよう人的・財政的な支援を求めます。
○定住・二地域居住の更なる推進、関係人口の拡大等による新しいひとの流れづくりに向けた取組への支援を充実・強化すること。
○関係人口を具体化し、関係人口の活動を地方の税収に反映させる等、新たな視点を加えた多様な主体との協働による地域づくりの仕組みを構築すること。
○都市圏の住民が地域と直接つながり、交流するライフスタイルの定着を図るため、関係人口の拡大に向けた取組を行う地方公共団体に対し支援の措置を拡充すること。
○基礎自治体の行政サービス提供体制整備に資する多様な広域連携促進策の実施 ○基礎自治体間の広域連携や都道府県との連携を十分検討してもなお財政的な事情により課題解決に向けての対応が困難な条件不利地域に対する、事務の代替執行等の都道府県による積極的な関与を促進するための財政支援
○様式2－6財源対策に記載（地方創生推進交付金）
○地域共生社会の実現に向けて、国において共生型サービス等の多様な福祉サービスの提供について理念の周知を強化しながら一層の普及を推進するとともに、地域課題の解決力強化のための包括的支援体制や就労・社会参加の場の整備・普及のための支援方策に係る検討を行うにあたっては、真に必要な公的支援を地域住民に肩代わりさせることのないよう留意するとともに、十分な財源措置を行うこと。
○避難勧告等に関するガイドライン改定で示されたとおり、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、行政は住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援するという方向性で施策を進めるべきと思慮。 ○なお、警戒レベル導入に伴って必要となる地方公共団体のシステム改修には、地方債措置や特別交付税措置といった地方財政措置を講ずるなど、地方任せとせず、国において十分な措置を

国に要請すべき施策

講ずること。

○国においても、消防団協力事業所に対する国税の減税制度など、団員確保に係る制度の導入を検討するとともに、地方公共団体が実施する団員確保に係る取組みに対し、交付税措置等の財政支援を講ずること。

○自然体験プログラムを展開するにあたり、安全管理ができるインストラクター、ガイドなど専門的な人材育成の支援制度を拡充すること。

○自然体験活動団体をはじめ、地域住民、民間企業、自治体などとの連携を促進するコーディネート人材や、マーケティング、組織体制の強化などにも取り組むことができるマネジメント人材の育成支援制度の拡充を図ること。

○関係人口の拡大の取組については、地域との継続的な関係づくりや将来的な移住・定住に向けた機運の醸成が期待されることから、継続して国が支援を行うこと。

○これまでの取組により、首都圏から滋賀に対して何らかのつながりを持ちたいと考える人が増加している。これらの人々を関係人口とするため、今後は来県機会の提供や、県内での受け入れ態勢の確保等に取り組むことで、地域との継続的なつながりの構築を図る必要がある。

○現在、関係人口に対する国の支援としては、総務省の関係人口創出モデル事業があるが、単年度で終了するモデル事業であることから、自治体が継続した取組を行うため、地方創生推進交付金による支援をお願いしたい。

○こうしたクラウドファンディングは、地域コミュニティの活性化や新たなしごとづくりにおいても大変有効な手段と思われ、地域経営に参画する支援者を増やすという点では関係人口の増加や、行政サービスを補てんする公的サービスの提供も期待できる。

○しかしながら、クラウドファンディングの企画運営についてノウハウを持つ者は少ないことから、効果的なアピールなど支援者の輪を広げるための人材の育成などを進め、関連人口を育むという視点での寄付文化醸成を企図した施策の展開が求められる。

○地域活動を維持・継続するための人材や組織の育成への支援強化を行うとともに、鳥獣害対策や空き家対策、交通問題など、多岐にわたる地域の課題に対応するため、関係省庁が連携し対策を図るべき

○人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、市町村が質の高いサービスを提供するためには、効率化に向けた一層の取組が必要。

○そのためには、都道府県・市町村の二層性をより柔軟化し、それぞれの地域に応じた、都道府県が、市町村業務の補完や広域調整機能等に積極的に取り組んでいくことができるよう、国において推進体制を構築していただきたい。

○大学との連携事業に関する財政支援

○東京と大阪のハローワークに1箇所ずつしか設置されていない「地方就職支援コーナー」について、利用者の利便性を考え、さらに拡充が必要。

○国が平成30年度から実施している、地方に関わる人材を創出する取組みを支援する「関係人口創出・拡大事業」について、十分な予算を確保して、継続して地域の取組みを支援すべき。

○関係人口の領域は、地域内にルーツがある方や、過去の勤務、居住経験等何らかの関わりがある方々など、幅広く多様であることから、地域への関わり方の段階に応じた対応が必要であるとともに、より実効性を確保していくためには、地域の課題等を共有し、共に解決を図る仕組みの構築が不可欠であり、これらを促すような支援策が必要である。

○若者の県内就職の促進や早期離職の解消に向け、都市部に進学した若者のUターン就職の促進や地方で働く魅力の発信等への財政支援を行うこと。

国に要請すべき施策

○地域づくりに向けた専門家・アドバイザー派遣や人材育成等に対する財政支援の充実・強化が必要。

○地域づくりには、多様な主体との協働が不可欠である。特に学生の若い力や研究拠点としての知見を併せ持つ地元大学との連携・協働は、魅力ある地域づくりの原動力となることから、地元大学との連携を促進するよう財政的な側面はもとより総合的な支援を講じていただきたい。

○また、「関係人口」の拡大に関して、地域経済活性化の観点から全国的規模での産業人材の流動化を促す施策の実施や、都市圏の潜在的な関係人口と地域のニーズとのマッチングをするための財政支援やノウハウを有する人材による人的支援も講じていただきたい。

○関係人口の定義及び人数の把握方法の検討

- ・国においても、地域社会を担う人材として、関係人口に関する検討会を開催しているが、我が国の人口総数が減少しているなか、東京圏と地方間の人口の取り合いではなく、居住地に関わらず地域づくり活動を担う人材として関係人口を次期創生戦略の柱として位置付けるべきである。
- ・そのためには、関係人口の定義及び人数の把握方法を検討し、地方にも情報提供していただきたい。

○SDG s を実践する人材の育成・強化

- ・国、自治体、関係団体が連携し、全国にある「優れたSDG s 実践例を体験できるプログラム」を集約の上、実践希望者に向け、そのプログラムの目的・内容・効果を一元的に提供する「SDG s 人材育成プラットフォーム（仮称）」を構築すること。

○持続可能な社会づくりに向けた消費者教育の推進

- ・他校を牽引し、地域における普及・啓発の核となる「エシカル消費」教育拠点校制度を創設すること。

○地域住民が主体となって、創意工夫をこらしながら地域課題の解決に懸命に取り組んでいるが、今後の地域コミュニティ組織（地域運営組織）の自立的持続的な運営支援に向けて、人材の確保、育成、運営資金の確保が課題となっている。

○地域が主体的に地方創生を進めるためには、地域が安心して生活できる仕組みが必要であり、それらを担う地域運営組織の運営に必要な資金の確保に向けた一定の財政支援が必要である。

○また、人材育成や活動を側面からサポートする中間支援組織の設立や充実に向けての施策が必要である。

○市町村合併から10年余りが経過し、合併算定替等の国の支援が終了する一方で、地域の人口減少は加速しているため、新たな地域の支援策について、検討を進める必要がある。

○平成28年12月に国が策定した「SDG s 実施指針」では、「SDG s の主流化」として、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては、SDG s 達成に向けた観点を取り入れ、その要素を最大限反映することとされている。

○道では、国の実施指針を踏まえ、各種計画等の策定や改訂に当たり、SDG s の要素の反映を進めるとともに、道内の多様な主体と共有する指針として、ビジョンを策定し、これに沿って、多様な主体と連携を図りながら、幅広い分野や地域でのSDG s の推進や普及啓発に取り組んでいるところ。

○第2期の創生総合戦略の策定にあたっては、各政策や施策に関連するSDG s のアイコンを付すなど、SDG s 実施指針にあるとおり、SDG s 達成に向けた観点を取り入れ、その要素を最大限反映することを通じて、全国の自治体等へのSDG s の普及や取組の促進を図っていくことが必要と考える。

○SDG s の認知度向上のための普及啓発

○「SDG s 未来都市」などSDG s 達成に向けて取り組む先進的な地方公共団体に対する支援の充実

○SDG s 未来都市及び自治体SDG s モデル事業の選定は2018年度から2020年度までの3年間とされており、モデル事業の補助金は単年度事業として計画の初年度のみ交付とされてい

国に要請すべき施策

る。モデル事業の複数年度の交付など地方が実施する地方創生に資するSDGs達成に向けた取組みへの財政支援をお願いしたい。

◎地域経済の活性化（※人づくり、担い手育成も含む）

国に要請すべき施策
<p>○地域の実情に即した「働き方改革」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性や高齢者、障がい者などの「多様な人材の活躍」の促進のほか、長時間労働の是正や多様な働き方の導入といった「就業環境の改善」、「生産性の向上」を図るための関係助成金の充実など、地域の実情に即した「働き方改革」を推進すること。
<p>○地方企業の給与水準が高まり、より魅力ある企業となるための施策等について議論していただきたい。（理由：県内工業高校の生徒が県外の建設会社に就職する理由として、一番多いのが「県外の方が給料が高いと思うから」（44.8%））</p>
<p>○農業経営の更なる改善を図るため、GAPに加え、「カイゼン」等の取組についても一体的に指導できる先導的人材と、モデルとなる先導的経営体を育成するための支援策を講じること。</p> <p>○森林施業の効率化・省力化や需要動向を見据えた市場性の高い木材生産を可能にするスマート林業を実現するため、多様な樹種に対応した計測技術の開発を促進するとともに森林情報解析等の技術者育成に対する支援の充実を図ること。</p> <p>○また、森林資源を将来にわたって安定的に確保し、人工林資源の循環利用を図るため、造林・育林作業の効率化と低コスト化を実現する高性能機械の民間開発を支援すること。</p>
<p>○地域の農林水産業をけん引し雇用の受け皿となる経営体の育成と、新規就業者の確保・育成を図るため、「担い手育成」に関する施策を充実すること。</p>
<p>○研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう、「緑の青年就業準備給付金事業」について必要な予算を十分に措置すること。</p> <p>○研修生が安心して研修に専念できるよう、「次世代人材投資（準備型）事業」及び「新規漁業就業者確保事業」について必要な予算を十分に措置すること。</p>
<p>○地方自治体の企業立地施策及び中小企業等の革新的なものづくりやサービスの創出に向けた支援を行うこと。</p>
<p>○結婚や出産、子育てなど、若者の希望実現につながるよう、「働き方改革実行計画」（平成29年3月）が目指す同一労働同一賃金の実現による非正規雇用の処遇改善と労働者の所得向上に向けた総合的な取組みを一層推進するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業における非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を促進するキャリアアップ助成金において、小規模事業者の助成区分を新設するとともに、助成額の拡充を図ること (2) 人口の都市部集中の大きな要因である賃金の地域間格差の是正に向けて、最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律の適用を行うとともに、最低賃金の引上げによって影響を受ける中小・小規模事業者への支援の充実を図ること
<p>○地域産業の担い手となる幅広い人材の回帰定着を着実に推進するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進に向けた取組みを行う地方公共団体に対する国の支援策について、国の次期「総合戦略」に位置付け、引き続き、対象となる地方公共団体への支援を行うこと (2) 奨学金返還支援のために設置した基金への地方公共団体の出捐金に対する特別交付税が措置される対象者を、大学院や大学の特定の分野の学生に限定せず、短期大学、専修学校専門課程及びその他の教育機関（学校教育法によらない大学校等）を含む幅広い分野の学生に拡大すること (3) 特別交付税の措置率の引上げ又は新たな交付金の創設等により、財政措置の拡充を図ること
<p>○国際競争力のある有機エレクトロニクス分野の新たな産業の創出のため、牽引役となる中核企業と地域企業との連携体制を構築し、技術・研究開発から事業化に至る一連の取組みに対する、</p>

国に要請すべき施策

積極的かつ継続的な支援

- 有機エレクトロニクス分野で、世界最先端の研究開発を進める山形大学が、イノベーションの源である研究成果を産み出し続けるとともに、事業化の取組みを加速するための、積極的かつ継続的な支援
- 本県において先端的な研究開発を行う慶應義塾大学先端生命科学研究所を核とするバイオ分野の世界的な研究拠点の形成を図るため、研究基盤の強化に対する支援を充実強化すること
- 本県の産学官金が一体となって取り組む同研究所の研究成果の地域への波及とバイオ関連産業の創出及び集積の促進を加速するため、研究開発や事業化など各段階に応じた支援を充実強化するとともに、先端研究を核とする産業集積を促進する産学官金プラットフォームの取組み、地方のベンチャー企業が求める研究者等の確保に資するまちづくりの推進など、地域による多面的な取組みに対する柔軟な支援を行うこと
- 政府関係機関の地方移転方針に伴い設置された国立がん研究センターとの連携研究拠点の整備・運営に係る経費については、政府による継続的な支援を実施すること（再掲）
- 地方の中小企業・小規模事業者等が実施する日本語教育や能力開発などの外国人材の確保及び地方定着を図る取組みに対し、必要となる支援を行うこと
- 特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中して就労することとならないよう、事業者に対する直接支援など、実効性のある措置を講ずること
- 行政・生活全般の情報提供、相談を多言語で行う一元的窓口の整備を支援する「外国人受入環境整備交付金」について、国が責任を持って継続して財源を確保すること
- 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」及び「小規模事業者持続化補助金」について、予算規模を拡大し、今後も継続させること。また、年度の区切りに縛られない基金事業とすることにより、中小企業が事業期間を十分に確保できるスキームとすること
- 中小企業の稼ぐ力を向上させるため、上記事業等により開発された自社製品やサービスの販路拡大を支援する補助制度を創設すること
- 人手不足への対応や生産性向上に向けた取組みを加速するため、地域中小企業におけるIoTやAI、ロボットなどの導入に対する補助制度や人的支援を充実・強化すること
- 商工業と農業を併せて行い、付加価値の高い事業を展開する中小企業の資金調達の円滑化を図るため、商工業とともに農業を行う場合の資金を中小企業信用保険法の対象にすること
- 地域におけるサポート体制の強化や地域の実情に応じた就農環境の整備に活用できる新たな支援制度の創設
⇒地域農業の維持・発展のため、地域自ら次代の担い手となる新規就農者を支えていく取組み
- 地域経済の担い手育成のため、高校生を始めとする若い世代が地元企業等について理解を深める取組を支援すること。
- 地方のコンベンション施設等を有効的に活用し、交流人口の増加による新たな経済需要を喚起するため、地方が開催する各種イベント等に対する支援、インバウンドの推進をさらに強化すること。
- 産業界から求められる人材を育成するための各自治体の取組に対する財政的支援を行うこと。
- 高校における就業体験の円滑な推進を図るため、より一層の産業界の協力を得られるよう、文部科学省と経済産業省の連携を強化して取り組むこと。
- 若年層に対する農業理解促進のため施策の充実・強化を図ること。
- 地方が行う若手女性農業者のグループ活動の取組を推進するため、「農業女子プロジェクト」等のノウハウや情報を積極的に提供すること。
- 受入協議会等が行う新規就農者の確保等、産地力強化に向けた取組を推進するため、就農フェア等の窓口の充実や生産基盤の円滑な継承に対する財政的な支援を行うこと。
- 農業者や農業関係者に対する農福連携の普及啓発、障害者に適した農作業の掘り起こしや、農業者と福祉事業所とのマッチングのためのJA農福連携相談窓口の設置など、農業者が障害者

国に要請すべき施策

を雇用しやすい環境整備のための支援を行うこと。

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプについて、補助率及び補助金上限額を引き上げ、予算額を増額すること。
- 施設園芸等の経営体は、農地集積の加速化に直接寄与することが難しいため、現在の配分基準に定める農地集積の目標を見直し、地域や経営規模等を考慮した配分基準とすること。それが、各地域における中心経営体への支援の強化や新規就農者、異業種からの新規参入を支援していくこととなる。

- 現地適応性の判断及び技術確立を行うための十分な試験期間を伴う予算措置を図ること。また、最新の先進的技術を試験するため、全国の試験結果等の情報発信の強化を図ること。

- グローバルでの競争が激化する中、持続的な経済成長を実現しながら国際競争を勝ち抜くため、地方が強みを活かせる技術開発に対して必要な支援を行うこと。
- 高齢化や人口減少により、産地や農村地域の衰退が懸念されているため、地域が主体的に行う新規就農者の確保・育成対策を支援すること。
- 雇用就農者の将来的な独立に向け、研修体系の充実、経営資源、生活資源の融通等ソフト・ハード両面からの支援を充実させ、雇用就農者が地域に定着する仕組みを作ること。

- 成長産業分野を育成するための国による研究開発の支援の拡充
- 総合特区制度における規制緩和や金融・財政等、各種支援制度の拡充

- 地域版プラットフォームの活動強化への支援
- CNFによる製品（用途）開発等を推進するための研究開発支援制度の拡充
- 新たな製品を開発する地域企業と国の研究機関との連携による新製品開発

- EVや自動運転技術の開発・製造への参入を促進するための研究開発支援制度の拡充
- 企業が自動車産業から他産業へ円滑にシフトするための仕組の構築
- 総合特区制度における規制緩和や金融・財政等、各種支援制度の拡充

- マリンバイオテクノロジー分野における研究開発や産業応用に対する支援
- 国立研究開発法人など国の研究機関と地方の大学・研究機関等との連携促進

- 企業内の中核的人材や小中高生等の次世代人材の育成など、あらゆる階層に応じた取組に対する支援
- 新たにICT関連事業所を開設する企業に対する支援
- 生産現場に精通し、ICTやロボット技術等に知見のある人材を派遣するなど、ICTを活用して工場のスマート化や新ビジネス創出などに取り組む中小企業への伴走型支援

- 先端農業分野を育成するための研究開発支援の拡充
- 商品開発に必要な試験・検査等に係る装置・機器等の導入支援
- 新商品開発を目指す地方企業と国の研究機関との連携強化

- 工科短期大学校への安定した財政支援措置、4年制大学への編入の検討

- 本事業を通じた研究開発により、アルミ関連企業の技術力の強化が着実に進行している。またインターンシップ事業により、アルミ関連企業の魅力を体験してもらうことで、これからの担い手人材の育成・確保につなげることにしている。今後とも、地域経済の活性化のため、地方創生推進交付金等による財政支援をお願いしたい。

国に要請すべき施策

○ヘルスケア産業分野への参入と、新製品開発・新事業創出を推進するための施策を積極的に展開できるよう、地方創生推進交付金等による財政支援をお願いしたい。

○入居企業のニーズを踏まえ、県内外のデザイナーや各分野の専門家等の参画により、デザイン企画から試作品開発、販路開拓までの事業化プランの推進などを支援することとしており、引き続き地方創生推進交付金等による財政支援をお願いしたい。

○観光地域づくりやAI・IoT、就農者といった専門性の高い人材の不足は日本全体の課題であるため、人材育成事業に取り組む地方公共団体の負担を軽減する観点から、支援措置の拡充を図ること。

○センター設置にあたり、センターハウス整備については、「地方創生拠点整備交付金」を、同センターで実施する森林教育プログラムの開発・実践等には「地方創生推進交付金」を活用しているが、今後も地域の実情・特徴に応じた施策に活用できる財源の継続をお願いしたい。

○また、上記センター設置にあたり、ドイツのロッテンブルク林業大学に意見聴取等を行い、参考としているが、同大学と県立森林文化アカデミーでは覚書を締結し、教員や学生の交流、共同研究など各種連携事業の推進により先進的な知識や技術等を取り入れることができ、非常にメリットが高い。こうした海外連携に係る財源の継続的な確保についてもお願いしたい（同大学との連携については「地方創生推進交付金」を活用中）。

○県が、大学や地域企業等と連携した地域人材育成拠点の設置・運営に対する支援策（ソフト事業への補助支援等）の継続と拡充（養成塾のPR、塾生の呼び込み等）を図ること。

○中小企業の後継者難による廃業を減らし、円滑な事業承継を進めるため、支援体制および支援施策の充実を図る必要がある。具体的には、平成30（2018）年度補正予算で措置された「事業承継・世代交代集中支援事業」（プッシュ型事業承継支援高度化事業および事業承継補助金）を当初予算化するなど、少なくとも事業承継の集中実施期間（おおむね10年間）において維持・拡充するとともに、事業引継ぎ支援センターの機能強化のための予算についても拡充を図ること。

○現行まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策パッケージ「（1）地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする」に盛り込まれている全項目について、次期総合戦略においても継続するとともに、充実・強化を図ること。

○農村振興の新たな取組を推進するための財政支援

○漢方のメッカ推進プロジェクト事業を推進するための財政支援

○地方独自の人材育成を進めるための財政支援

○ホテル客室数及び宿泊者数は増加傾向であるが、さらなる増加に向けた取組が必要であるので、社会資本整備総合交付金などの財政支援

○奈良の仏像海外展示の取り組みを進めるための財政支援

○地方拠点強化税制の利用促進に向けたインセンティブを高めること

・地方拠点強化税制は、地方創生の実現に向け、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を図るための方策として、企業の地方拠点の強化・移転に着目して創設された制度であるが、現在のところ、利用件数が少なく、インセンティブの強化を検討すべき。

○スタートアップの自立的・持続的な創出を図るためには、事業の立ち上げリスクを軽減し、若者も挑戦しやすい環境整備が必要であるため、失敗が許容される文化の醸成を図るとともに、スタートアップと大手企業との人材交流や投資を促進するための支援策を充実すること

○人と企業の地方移転を促進する制度の充実・強化

国に要請すべき施策

- ・地方拠点強化税制の充実
- ・地域未来投資促進法、農村産業法の弾力的な運用

○働く場の充実

- ・ふるさと就職の促進
- ・若者の就職支援対策

○起業・創業、新事業展開への支援の充実

- ・創業、事業継承の促進
- ・IT企業の進出支援

○中小企業等への支援の充実

- ・小規模企業者への支援に関する財源措置の拡充
- ・中小企業が取り組むIoT、AI等を活用した研究開発の促進
- ・地場産業に対する総合的な支援
- ・商店街の活性化とまちの再生事業への支援
- ・信用補完制度の安定的な運営

○成長性ある起業（家）を地域で継続的に生み出すエコシステムの構築

- ・県内の金融機関を含む創業支援機関と連携し、中核企業に育つような成長性ある地域課題解決型起業等を、地域単位で生み出す起業エコシステムの構築⇒地域経済の活性化への貢献、若者定着等

○東京圏から地方へ本社機能を移転した企業の支援や地場産業の成長を後押しする規制緩和、新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させるための施策が必要である。

○AI・IoT等を活用した生産性向上、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する施策が必要である。

○新規就農者の確保と担い手への農地集積の推進

- ①意欲ある新規就農者が着実に経営発展し、定着できるよう、農業次世代人材投資事業の予算を十分に確保するとともに、地域がその実情に応じて多様な担い手を確保・育成できるよう、要件の柔軟な設定を可能にすること。
- ②農地集積を円滑に進めるため、中山間地域等条件不利地域の農地を引き受ける担い手に対する支援を行うこと。

○中山間地域における生業の創出や新商品の開発、経営人材の確保に関連する支援措置を拡充すること。

○生産性の向上や取引条件の改善など、中小企業・小規模事業者が「働き方改革」に取り組みやすい環境の整備、地方自治体が行う働き方改革促進策の実施への財政支援を拡充すること。

○全国トップクラスの本県の補助金制度等、地域の新たな成長産業の育成に資する取組に対する国の支援

○事業承継の促進について、マッチングから引き継ぎまでの、地方における支援体制の構築

国に要請すべき施策

○ I o T ・ A I 等の活用による生産性向上への対応、創業・第二創業や事業承継の支援、人材不足対策等の施策を推進するため、自治体の裁量権を重視した国の財政支援を講じていただきたい。

○次代を担う人材の育成・確保について

- ・多様な労働力の確保に向けた支援制度の充実
- ・新規就業者の育成・確保に向けた支援制度の充実

○産業力強化・輸出拡大に向けた環境整備について

- ・海外におけるジャパンプランドの維持・向上
- ・輸出農作物の生産拡大のための取組支援
- ・地方における輸出促進をサポートする人材の確保

○創業に関する各種支援の更なる強化（補助金等の拡充）

○我が国の農林水産業は、生産者の高齢化や担い手不足、人口減少による国内市場の縮小、国際貿易協定の進展など、厳しさを増しており、生産基盤整備、競争力の高い新品種の開発・生産拡大、国内市場の掘り起こしや輸出拡大など、あらゆる施策を展開する必要がある。

○林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給を担う人材の育成確保のための緑の青年就業準備給付金事業の十分な財源確保や、木材需要の創出に向けて、非住宅木造建築物を設計できる人材を育成するための支援が必要である。

○国が実施する地域おこし協力隊については、隊員の地域における任期中の活動に加え、任期後の定住や起業など、地域人材として活躍している。人材確保が課題となる中、地域の期待がさらに高まっている。

○隊員の任期終了後の定着・定住がさらに進むよう、移行期間設定やその間の支援など制度の拡充等を配慮願いたい。

◎少子化対策

国に要請すべき施策
<p>○地域少子化対策重点推進交付金の運用の弾力化を図るとともに、当初予算規模の大幅拡充や補助率の引き上げを行うこと。 （複数年にわたる同一事業を対象とする、対象事業を拡大するなど）</p> <p>○保育士等の処遇改善とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実。</p> <p>○多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討。</p>
<p>○設立時を除き、結婚支援拠点の運営経費に対する財政支援がなく、支援制度（地域少子化対策重点推進事業）の拡充を図ること。</p> <p>○妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止について指導強化するなど、女性のキャリア形成のための雇用・労働環境の整備を一層推進すべき。</p> <p>○仕事と家庭の両立支援のための雇用・労働環境整備に取り組む事業主に対する助成金制度や税制優遇措置等の一層の拡充を図ることにより、就業の継続を可能とする短時間正社員制度などの多様な働き方の導入や定着を促進するなど、子育てしやすい働き方を一層推進すべき。</p> <p>○平成 28 年度に創設された「企業主導型保育事業」については、仕事と子育ての両立を図る上で有効であることから、現在は運営費及び施設整備費に限られている補助対象を遊具・厨房機器等の備品等にも広げるなど、制度を拡充すべき。</p>
<p>○若者のライフデザイン形成への支援や結婚・子育てへの前向きな意識づくりに政府をあげて取り組む必要がある。</p>
<p>○子育て世帯の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの運営費について、国の交付金の積算方法の見直し等による補助基準額かさ上げを行う等により、保護者負担額の引き下げを図ること。</p> <p>○また、市街地と郊外の施設間において待機児童数に差が生じていることから、市街地の待機児童が郊外の空き施設に入所しやすくなるよう、交通手段の確保に対する財政的支援を行うなど、地域の課題やニーズに沿った対策を行うこと。</p>
<p>○少子化対策関連の予算規模の拡充</p> <p>○地方が地域の実情に応じた取組を中長期的に行える、より自由度の高い交付金等の施策の実施</p> <p>○従業員が子どもを生き育てやすい職場環境の整備に対する支援制度の充実や、地域のニーズに応じた子育て支援活動に取り組む団体等に対する支援制度の創設など、社会全体で子育てを応援する機運醸成や体制づくりに向けた施策の強化</p>
<p>○少子化の原因として未婚化・晩婚化があげられるため、結婚支援策や大学生・若年社会人のライフデザイン支援策について、充実・強化を図ること。</p>
<p>○多子世帯に対する保育料軽減措置について、国においてより一層、制度を充実させること。</p> <p>○また、幼児教育等の無償化に際しては、国の責任において、地方負担分も含め安定財源をしっかりと確保すること。</p>
<p>○本事業は、地方創生推進交付金を活用した事業であるが、ワーク・ライフ・バランスの実現には、中長期的な取組が必要不可欠であるため、恒久的な財政支援を行うこと。</p>
<p>○若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現できるよう、国による抜本的な少子化対策を講じること。（若者が、自立した生活ができる経済基盤の確保支援、結婚支援、出産・子育て支援を強化・連携し、総合的に実施する 等）</p>

国に要請すべき施策

○0歳児から2歳児に係る無償化の対象の拡大

(※10月からの無償化は、市町村民税非課税世帯に限定されている)

○地方が創意工夫し、地域の実情に応じた独自の少子化対策を推進するための地域少子化対策重点推進交付金の恒久化と事業要件の緩和、補助率の現状維持

○自然保育を対象とする認可基準又は登録制度の新設

○自然保育を行う認可外保育施設に対する幼児教育無償化と同等の財政措置

○行動計画の策定・公表の促進と行動計画に沿った取組みを促すため、両立支援助成金（育児休業等支援コース、出生時両立支援コース）の継続・充実をお願いしたい。また、男性の育児参画の促進に向けた支援をお願いしたい。

○必要な安定財源を国の責任で確保した上で、0歳から2歳児の保育料無償化の対象拡大をお願いしたい。

○子育て家庭の経済的負担軽減を図る取組みに対する補助制度を創設し、後押しすることをお願いしたい。

○幼児教育・保育の無償化の実施により保育料の負担軽減が図られるが、放課後児童クラブ利用料や病児・病後児保育利用料についても、国制度として、負担軽減を図るべき。

○すべての子育て世帯の負担軽減を図るため、国の制度として、放課後児童クラブなど子育て支援サービスの利用料の無料化や在宅育児世帯に対する支援制度の構築を検討すること。

○希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、育児参画に有効な時間単位等の休暇を、企業に普及させる取組を行うこと。

○企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など要件を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。また、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知すること。

○本県事業をモデルとして、国で制度化すべき

○現行まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策パッケージ「(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に盛り込まれている全項目について、次期総合戦略においても継続するとともに、充実・強化を図ること。

○保育所等の待機児童の発生が継続しているため、保育士等の人材確保対策の強化に必要な財源措置

○国の幼児教育無償化制度において、0歳から2歳までの子供について所得制限を設けずに無償化の対象とするとともに、在宅で育児を行う世帯に対しても経済的支援を実施すべき

また、無償化に伴う保育ニーズの拡大に対応するため、保育士等の人材確保・処遇改善等に資する施策のさらなる充実が必要

○国の高等教育無償化制度において、高等教育機関が少ない地方出身の学生への優遇措置（自宅外通学生への配慮等）を実施すべき

○県民意識調査（H30）によれば、少子化の要因の1位は「生活費や教育費など、経済的な負担」であった。このため、今年10月の幼児教育・保育、高等教育の無償化を確実に実施するとともに、どの家庭においても、乳幼児期から社会にでるまでの子どもの生活や教育等において大きな差がでないよう、子どもがいる世帯に、より手厚く配分すること。

○結婚支援についても地域の実情に応じて積極的に展開できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の大幅な拡充や一層の運用弾力化を図ること。

○少子化対策は、継続的に事業を実施し、検証しながら発展させていくことが重要であることから、子育て支援施策に係る施策等について、複数年にわたって継続的に取り組めるよう、国が

国に要請すべき施策

支援する施策が必要である。

○保育士の確保を図るため、更なる処遇改善を講じる必要がある。

○未婚・晩婚化対策を推進するため、地域の実情にあった効果的な取組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

○乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、これからの社会を生き抜くことのできる資質・能力を育成することが必要であることから次のことを要請すべき。

○保育士・幼稚園教員の処遇改善

・無償化によるニーズの増加に対応するため、保育士及び幼稚園教員の安定的に確保できるよう、まずは平均給与が女性の全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。

○幼稚園教員の処遇改善

・幼児教育の質を向上させるため国の責任で、私学助成の対象となる幼稚園に対しても、保育所等における処遇改善と整合を図るスキームを構築すること。

○若い世代の希望を叶え、結婚から妊娠・出産、子育てに至るまでの切れ目のない総合的な支援策の実施

・結婚し、子育てに希望が持てる社会の実現（機運醸成及び施策の実施）

・子育て世帯にかかる経済的負担の全般的な軽減 等

○地域少子化対策重点推進交付金を活用し、上記事業を実施しており、事業の継続・強化を図るため、同交付金の拡充と運用の弾力化を講じていただきたい。

○少子化対策、子育て支援の更なる充実

・育児を行うすべての家庭が安心して子育てできる環境整備を行うため、働き方改革や待機児童対策にも資する、在宅育児家庭向けの支援策の充実を図ること。特に、在宅育児家庭が利用できる子育て支援サービス（例：家事支援、外出時の託児等）の立ち上げや普及への支援、利用料の助成など、支援制度を構築すること。

○出生率の向上や第2子以降の出生の後押しとなる、子育て世帯の経済的負担軽減を図る観点からの効果的な施策を実施してもらいたい。

○また、子育て支援に取り組む企業、子育て支援施策に協力(寄付等)を行う企業に対しての税制優遇措置等も合わせて実施することで、地域一体となった子育て施策が実施できる環境づくりを図ってもらいたい。

○子育ての負担感を軽減する施策の展開

・全ての子育て世帯が子育てにかかる経済的負担の軽減を享受できる仕組みの構築

・働きながら子育てしやすい環境づくりに向けた、長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働制度の導入促進、育児休業制度の見直しなど、多様な担い手による育児参画を促進する施策の強化

○今後の少子化対策については、結婚支援策の強化はもちろんのこと、子育ての負担軽減のための育児と仕事の両立が可能な環境づくりや、ワンオペ育児解消、男性の家事参画のための労使（特に男性労働者と経営・管理者層）の意識改革など、言わば子育てのための働き方改革が重要なポイントになるものと思われる。

○それらの実現に向けては、自治体のみならず企業・団体等との意識共有・連携が不可欠であることから、本県においては、今後、九州・山口各県とも連携し、企業等との協働体制の構築に資する施策を積極的に推進したいと考えている。

○国の総合戦略においても、子育てのための働き方改革の視点を盛り込んでいただきたい。

国に要請すべき施策

○子育て中の家庭への調査では経済的負担の軽減を求める意見が特段に多く、少子化に歯止めをかけるためには、子どもの数が増えても経済的負担が増加しないよう、子どもをもつほど税負担が大幅に軽減されるような税制度の導入など、抜本的な経済的負担の軽減策を講じるべき

◎人生100年時代への対応（※健康づくりも含む）

国に要請すべき施策
○健康寿命が長くいきいきと暮らすことのできる社会の実現に向けて、都道府県が行う健診データ等のビッグデータを活用した有効な治療や保健指導を行うことができる環境の整備・充実に 対し財政支援を行うべき。
○無関心層に生活習慣の改善を働きかけるため、国をあげたムーブメントの創出等、社会全体で健康的な生活習慣の定着を促進する取組を推進すべき。
○高齢者はもとより誰もが健康で活躍できる社会を形成するためし、健康寿命の延伸や生活の質（QOL）向上への取組、企業の健康経営推進等の取組への支援を行うこと。
○人生100年時代に向けては、地域共生社会の実現や、高齢者から若者までのあらゆる世代が地域の支え手として活躍することが重要であることから、社会活動への参加促進や就業機会の確保、学習機会の提供等に対する支援を講じること。 ○全国知事会においても持続可能な社会保障制度の構築に向け「健康立国宣言」に基づく取組を強化しているところであるが、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、健康づくりや地域包括ケア等に関する施策に加え、次世代育成支援や女性活躍促進等、各ライフステージに応じた施策を強化すること。
○地域と職域との連携推進 ・生涯を通じた継続的な健康管理支援を行うため、地域保健と職域保健の連携が必要であるが、情報共有レベルで具体的な取り組みにはつながっていない現状がある。保険者ごとの施策が中心的な考えになり、地域全体、生涯を通じた健康づくり推進のための、地域と職域の協働が必要である。
○地域共生社会の実現 ・対象者（高齢者、障害者など）ごとに提供してきたサービスについて、包括的な支援体制をどのように構築するのか、具体的な方策（法整備を含め）の提示や予算措置が必要である。
○県健康増進計画「健やか山梨21（第2次）」に基づき、県民の主体的な健康づくりのための体制（環境）づくりを行っている。昨年度、本計画の中間評価において、本県の健康寿命が長い要因分析を行い、「人と人とのつながり・結束力の強さ」「65歳以上の高齢者の就業率の高さや役割・責任をもち生活していること等が健康寿命と長さとの関連性が明らかになった。人生100年時代には、健康寿命（基本的な日常生活動作が自立している期間）を延ばすことが大事であり、そのためには、誰もが居場所と役割をもつことや支えあいのあるコミュニティづくりが重要だと考えている。
○健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利優遇等）制度の創設
○全国的な広報・啓発活動 ○高齢者の社会参加を促進する仕組みづくりの支援 ○高齢者の就業拡大や就業形態の多様化などに取り組む企業に対する 支援、地方公共団体と国の機関との連携強化の推進（ex. ハローワークの持つ企業情報の提供）
○人生100年時代を見据え、学び直しによる労働者の主体的な能力開発や生産性向上に取り組む企業を支援するため、人材開発支援助成金等の助成金制度の拡充及び地域の産業構造を踏まえた企業と大学等が連携した学び直しの講座への支援などリカレント教育の充実について要請する。
○本県の結婚支援施策に活用している「地域少子化対策重点推進交付金」について、地域の実情に応じた取り組みを継続・強化するため、交付金の予算の安定的確保と運用の弾力化を図ること。

国に要請すべき施策

○また、国において、企業のワークライフバランスが一層促進されるよう、特に中小企業等の取り組みに対する助成金（両立支援等助成金）等への支援を強化すること。

【健康づくり】

○国におけるビックデータ連結・解析に係る「保健医療データプラットフォーム」構築にあたっては、自治体のニーズに応じた利便性の高いものとなるよう自治体の意見を反映するとともに、具体的な活用事例を提示すること。また、活用する際の相談・助言等の支援を充実すること。

【医療提供体制の整備】

○地域の医療提供体制の状況を的確に把握するため、病床機能報告の内容の改善や精度の向上を図ること。

○また、最新のデータに基づく4機能別、主要疾患別の入院患者の流入・流出の状況等の必要な情報の提供を行うとともに、地域医療構想の具体化に向け、医療機関の自主的な取組を促す方策を示すこと。

○地域医療構想の実現のためには、地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業区分1「病床の機能分化・連携」のみならず、事業区分2「在宅医療の推進」及び事業区分3「医療従事者等の確保・養成」も併せて進めて行く必要があるため、事業区分間での流用を可能とすること。

○少子高齢化の進展や社会保障給付費の増加が見込まれる中、地域の活力の維持向上や社会保障制度を維持していくためには、個人の健康増進、社会保障の担い手の増加や成長産業を育成していくことが求められています。そのため、現行の保険者インセンティブ制度に加え、社会全体で予防・健康づくりに取り組めるよう優れた民間サービス等を活用する新たな制度を創設する必要がある。

○現行まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策パッケージ「(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」のうち、「(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進」について、次期総合戦略においても継続するとともに、充実・強化を図ること。

○健康的な生活習慣の普及を進めるための財政支援

○レセプト分析の国による一元的な実施

- ・レセプト分析の企画にあたっては、診療報酬の項目の熟知が必要であるうえ、分析の作業量が多い。都道府県が個々に分析方法を企画し、プログラム開発することはマンパワー的にも財政的にも負担が大きいことから、国による一元的な実施をお願いしたい。

○医療の提供を進めるための財政支援

○保険料水準の統一や法定外繰入の解消等の取組みについて、優良・先進事例として、保険者努力支援制度の拡充の際の公費配分にその進捗を反映

○市町村国保特別会計になお残る累積赤字について、都道府県内の保険料水準の統一の観点からは他の法定外繰入とは別扱いすべきものであり、地域の実情を踏まえ別途その解消に向けた取組みを国として強化

○根強く残存する「人生70年・工業時代」の社会システムを前提とした修正策ではなく、県民（国民）意識と社会システムの抜本的な転換を図る議論と施策が必要である。

【健康づくり】

○県民の主体的な健康づくりを促し、健康寿命延伸につなげる先進的な取組に対する支援

- ・無関心層に働きかけるため、国を挙げてのムーブメントの創出等、社会全体で健康的な生活習慣の定着に向けた取組を促進
- ・自治体を実施するインセンティブを活用した健康づくり事業への事業所等の協力について、関係省庁間で連携の上、参加・協力を誘導

国に要請すべき施策

- ・自治体と民間企業等との協働、ICTの活用等、地域特性を踏まえた特色ある取組への財政的支援

【人づくり】

- 若者が、多様な社会人や企業から刺激を受ける機会の充実や、AI等の技術革新に対応できる力を習得する取組への支援
- 全国の公立学校へのコミュニティ・スクールの導入を目指し、更なる推進を図る

○がん検診の実施主体の法的明確化について

- ・効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること
- ・職域におけるがん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること

○受動喫煙防止対策の強化に伴う保健所の体制強化について

- ・受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の全面施行（R2.4月）により、飲食店等の施設管理者に対する規制が強化されるため、保険所の指導的業務に関するガイドラインの作成、人員増のための地方交付税措置を行うこと。
- ・また、国の責任において、国民や関係団体への周知を十分に行い、円滑な施行に努めること。

○インセンティブ事業は、幅広い対象に働きかけが可能となるため、国においてもこうした施策を実施するとともに、インセンティブ事業を継続的かつ安定的に実施できるよう、新たな国の財政支援を講じていただきたい。

○小学生・中学生を対象とした血液検査は、生活習慣の改善に向けた先駆的な取組みであり、国において財政的、技術的支援を行うとともに、全国的規模で調査を行うことがより有効な対策の検討につながるため、国において制度化を検討していただきたい。

○人生100年時代に向け、介護保険施設を活用した健康づくりなど、健康づくりから介護予防施策（生活習慣病の発症予防からフレイル対策まで）をシームレスに展開できる施策の創出、好事例が横展開できる仕組みづくり。

○「地域女性活躍推進交付金」については、国庫負担割合の引き上げや、複数年にわたる事業計画の採択、市町村が直接申請することを可能にするなど、制度の充実を図るとともに、十分な財源を確保すること。

○健康づくりとあわせ、地域支援活動への参加や就業によりいきいきと活躍することが、高齢者自身のみならず、企業等にとって今後さらに重要となる。

○県では、国の生涯現役促進地域連携事業を活用のうえ、商工団体や関係機関、行政が一体となって高齢者雇用の推進に取り組んでいる。本年度で終了する同事業の継続等、引き続き財政措置を講じていただきたい。

◎防災・減災、危機管理

国に要請すべき施策
○近年、激甚化する傾向にある自然災害等を踏まえ、災害に対する地域コミュニティによる対応が課題であることから、国の現戦略に掲げる「地域コミュニティに貢献する消防団や自主防災組織等の充実強化」を引き続き推進すべき。
○国土強靱化地域計画に掲げる施策の着実な推進を支援するとともに、市町村における計画の策定を促進するため、計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁所管の補助金・交付金等について、優先枠や新たな補助金・交付金の創設など、財源の充実を図るべき。
○大規模洪水による局所的な河床低下や土砂堆積が進みやすい中小河川の治水・環境対策を推進するため、以下の制度を創設するとともに治水や環境予算の拡充を図ること (1) 中小河川の河床低下を防止するため、局所的に実施する河川管理施設の機能強化に対する支援制度の拡充を行うこと (2) 河川の流下能力確保のため、河川管理者等が河川内の所有者不明の民地における支障木の伐採などを可能とする制度を構築すること
○消防防災施設・設備の整備、消防団や自主防災組織等の充実・強化への支援をはじめ、福島ロボットテストフィールドを利活用した訓練の実施など、現場対応力の向上への取組への支援を充実すること。
【防災・減災対策の推進】 ○国土強靱化地域計画に位置づけた防災・減災対策の推進には、中長期的な取組が不可欠であり、現在、時限的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の恒久化による財政的支援を行うこと。 【防災・減災対策に資する重要物流道路制度に係る支援等】 ○国が全国の供用中の道路のうち、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車の通行許可を不要とする措置の導入や、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度について、今後事業中・計画中を含めて重要物流道路の追加指定が予定されている。追加指定にあたっては地方の意見を十分に反映し、該当する地方管理道路に対する機能強化や整備促進のための支援、必要な財源の確保を行うこと。
○地震や風水害等が大規模・頻発化する中、全ての地域・あらゆる世代の住民の災害リスクを軽減し、安心して暮らしていくことができる環境づくりを進める必要がある。 ・地域の防災力向上を図り、住民の安全・安心な暮らしを確保するための施策の充実。 ・消防団に積極的に協力している事業所等に対する税制優遇措置の創設等。
○住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ・県民の防災意識の一層の向上を図るため、県立防災安全センターにおける展示品や体験装置などの随時の更新が必要であるが、予算の制約があり困難な状況にあるため、地域創生拠点整備交付金等が活用できるよう対象範囲の拡充が望まれる。
○南海トラフ地震に対応した津波対策施設の整備を重点的に進めるための国による財政支援 ○南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化 ○南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応の実効性を高めるための法制度の整備及び財政的な支援

国に要請すべき施策

○高齢者等が利用する社会福祉施設の高台移転等、津波対策に係る財政支援等の措置

○激甚化する豪雨災害や、近年頻発する大規模な地震に対応するため、道路、砂防、治山、下水道、ため池、農業水利施設などの防災・減災対策の推進（特に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に要する予算の確実な確保）

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による防災・減災対策を確実に実施することが重要。

○緊急対策の3か年に留まらず、必要な財源を確保し、今まで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に推進していくことが必要。

○国では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、3年間で概ね7兆円程度の事業規模で対策を進めることとされているが、国の国土強靱化基本計画や強靱化地域計画を進めていく上で、3年間だけでなく、引き続き、必要な財源の確保をお願いしたい。

○東日本大震災からの復興が着実に進展している分野がある一方で、復興の完了と自立に向けては地域ごとの復興の進捗状況等にばらつきがあり、これからも息の長い支援を継続することが求められる中、復興庁、緊急防災・減災事業債は2020年度までとされており、今後を見据えた支援体制の検討に着手する必要がある。

近年の大規模災害の点検結果等を踏まえ、国民の生命・財産を守るために政府において取りまとめられた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が3年間で集中的に実施されている。

こうした中、今後も住民一人ひとりが安全・安心に暮らす環境を確保するため、「復興・創生期間」後の防災・減災対策を強力に推し進める防災・減災体制及び制度・予算を確立することが求められる。

○それぞれの地域の住民がこれからも安心して住み続けてもらうには、地域防災力の向上によって、安全・安心な生活環境が確保されている必要があることから、防災分野の人材育成など、住民が取り組む防災対策を推進することが求められる。

○現行まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策パッケージ「(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」のうち、「(エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保」について、次期総合戦略においても継続するとともに、充実・強化を図ること。

○増加する訪日外国人観光客等への災害情報提供体制の強化について、政策パッケージに盛り込むこと。

○「緊急防災・減災事業の継続実施」

・緊急防災・減災事業債については、事業期間が令和2年度までとなっているが、地方公共団体では、地域防災力の強化や災害に強いまちづくりのため、今後も継続して大規模かつ長期にわたる事業に取り組んでいかなければならないことに鑑み、令和3年度以降も引き続き確実な財源措置を講じられたい。

○津波から住民の命を救うため、河川・海岸堤防、港湾・漁港施設の強化に必要な予算を確保すること

○津波避難困難地域の解消に向け、避難路や避難場所の整備に必要な、防災・安全交付金の予算を確保すること

○高い津波が極めて短時間に到達するため、堤防や津波避難施設の整備で逃げ切れない地域を対象に、地域改造を促進するための新たな制度を創設すること

○小規模住宅地区改良事業の対象要件について、不良住宅に加えて津波避難困難地域内の住宅を対象に追加すること

○高齢者・障害者等の避難支援体制の構築

・高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難のための個別計画の作成を災害対策基本法上の法定事項として規定すること

・介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別計画の作成を介護保険法、障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付けるとともに、報酬加算を創設すること

国に要請すべき施策

○住宅再建共済の全国制度化

- ・本県が創設・実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること

○防災庁の創設

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化等、一連の災害対策を担い、専門性を有した双眼的組織となる防災庁を創設すること

○IoTやドローン等の先端技術の開発と活用の推進を図る施策支援を要望する。

○地域防災力を支える消防団（水防団）と自主防災組織の育成強化につながる取組を国として一層推進するほか、地方自治体の取組への支援制度を充実する施策が必要である。

○国として、災害時に、住民の避難行動につながる取組を強化すること。

○国においても、警戒レベルの導入に伴う周知が、住民に浸透されるよう、更なる広報を図ること。

○地方自治体による、住民の主体的な避難を促す取組について、継続的な支援制度を創設すること。

○土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域の見直しなどに伴うハザードマップの更新について、国の財政措置の更なる充実を図ること。

○頻発する大規模災害への備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・下水道等、社会資本の防災対策の着実な推進と、広域的な交通ネットワークのリダンダンシーの確保

○防災・減災対策に係る財政支援等の充実・強化

- ・南海トラフ地震の発生確率が高まる中、大規模な災害による被害を最小限に抑えるためには、河川・海岸堤防の整備のほか、自主防災組織や消防団の充実・強化、災害時の情報伝達など、ハード・ソフト両面から事業を推進することが不可欠であり、多額の事業費が見込まれるため、国の財政支援を講じていただきたい。

○「事前復興」の推進に対する国の支援について

- ・第2期創生総合戦略に、地方創生とも軌を一にする「事前復興」の概念を取り入れた各施策を盛り込むこと。

○インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

- ・「地方公共団体に対して、技術的支援や財政的支援を実施する」を継続。
- ・計画を策定し、計画に沿った長寿命化を今後、進めておくこととなるため、補助・交付金、起債を含めた財政的支援の継続。
- ・また、より効率的な維持管理等のため、技術的支援の継続。

○国土強靱化の加速（治水・治山対策）

- ・近年は、毎年のように数十年に一度と言われるような大災害が発生しており、今まで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進める必要がある。
- ・このため、抜本的な治水・治山対策を講じるとともに、3か年緊急対策で取り組んでいる河床掘削や樹木伐採などへの助成を制度化するなど、地方が継続して対策を強化できるよう必要な措置を講じること。

◎財源対策

国に要請すべき施策

- 地方創生については、まずは国と地方が適切に役割分担を行うことが必要である。その上で、少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なっているので、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策が講じられることが重要である。
よって、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を講じること。
 - 地方自治体が、地域の実情に応じて継続的かつ主体的に地方創生に資する取組が行えるよう「まち・ひと・しごと創生事業費」をこれまでと同規模以上で継続すること。
 - 地方創生推進交付金については、必要な額を継続に確保し、採択要件の緩和や対象経費等の拡大など、より弾力的な制度運用を図るとともに、地方負担分に対し、事業費に応じた交付税措置を引き続き講じること。
 - 地方創生拠点整備交付金については、各自治体が計画的に地方創生に資する施設整備を行えるよう継続的かつ安定的に措置すること。
 - 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、税額控除の特例措置期間を延長するとともに、税額控除割合の引き上げを図ること。
- 令和元年度の地方財政対策において、「まち・ひと・しごと創生事業費」は、平成30年度と同額の1兆円が確保されるとともに、地方一般財源総額についても前年度を上回る額が確保されるなど、地方の安定的な財政運営に対する一定の配慮がなされたものとする。しかしながら、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税総額は税収等の伸びを前提に減額されており、税収等の動向次第では厳しい財政運営となることが想定される。
- 人口減少対策等の重要課題に積極的に取り組んでいくために、引き続き地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額及び一般財源総額について十分に確保することを求めていく必要がある。
 - また、地方創生推進交付金については、地方の実情や意見等を十分に踏まえ、事業採択や補助対象経費等のより弾力的な運用を図る必要がある。
 - さらに、地方創生道整備推進交付金について、現状の制度では異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられていることが条件となっているが、各市町村の拠点施設間の市町村道整備において、地方創生に多大な効果が期待できるにもかかわらず、周辺部に農道や林道が存在しないことから、地方創生道整備推進交付金を活用できない場合が度々生じている。今後より多くの拠点施設を利用した地方創生を進めていくために、市町村道だけのケースなど単一種類の施設の整備においても、地方創生道整備推進交付金が活用できるようお願いしたい。
- 地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を十分に確保すること。また、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象経費の制約等について見直しを行うなど、自由度の高い制度とすることを要請する。
 - 民間企業と協働した地方創生の取組を長期的視点から安定的に推進するため、企業版ふるさと納税による税額控除の措置を令和2年度以降も確実に継続すること。併せて、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、本社が所在する地方公共団体への寄附も対象に含めることを要請する。
- 地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する関係が見られることから、地方重視の経済財政政策を実施すべき。
 - 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とすべき。
 - 少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、次期総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保することが必要
また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、地方創生関係交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約などは大幅に排除し、真に使い勝手の良い制度と

国に要請すべき施策

するとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とすべき。

○地方創生推進交付金

- ・地域再生法に基づき複数年度にわたる取組みが支援の対象として位置づけられているにもかかわらず、後年度の予算枠が担保されていない。また、特定の個人や個別企業に対する給付経費が対象外経費となっているなどの要件により、地方の実情に応じた取組みに有効に活用できない。
- ・地方創生は、地方の実情に応じた長期にわたる取組みが必要であるため、制限を可能な限り緩和し、より一層の自由度の向上を図るとともに、複数年度にわたる取組みを見通すことができるよう、十分な予算を継続的に確保していくべきである。

○地方創生拠点整備交付金

- ・平成 28 年度から平成 30 年度まで、地方版総合戦略に基づく取組みに必要不可欠な施設整備等を支援する地方創生拠点整備交付金が措置されたが、補正予算による措置であるため、先を見通した計画的な活用が困難である。また、複数年度にわたる施設整備は、「当該事業の実施が他の事業の進捗に依存する」こと等の特定の要件を満たす場合に限定されている。
- ・地方創生を実現する施設整備等が着実に実施できるよう、地方創生拠点整備交付金の恒久制度化と、複数年度にわたる施設整備の要件を緩和するべきである。

○「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源総額の確保

- ・平成 31 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）を拡充し、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

○地方創生推進交付金の規模と自由度の拡大

- ・地方版総合戦略に基づき各自治体が行う、少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、次期総合戦略の期間においても、切れ目なく地方の戦略的・機動的な事業執行が可能となるよう、地方創生推進交付金について、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。
また、地方創生推進交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）とは別に、地方財政措置を継続的に講ずること。
- ・なお、地方創生推進交付金の運用について一定の弾力化が図られたところであるが、引き続き、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、職員旅費をはじめとした対象経費及び交付金額の上限設定等の制約等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供及び自治体の事業スケジュールへの配慮など真に使い勝手の良い制度とし、その規模を拡大するとともに、配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮すること。
- ・特に、令和元年度から新たに実施される“移住・起業・就業タイプ”のうち、新規就業支援については、申請上限額の目安によって今後の事業展開に制限が生じていることから、こうした制約を排除し、横展開タイプ並の事業執行を可能とすること。
- ・加えて、施設整備事業の需要に適切に配慮し、地方創生拠点整備交付金の継続や運用の弾力化、地方創生推進交付金のハード要件の更なる緩和を図ること。
- ・さらに、住民が他の都道府県や市町村に避難を余儀なくされているなど、東日本大震災の被災地が置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の自由度の拡大

- ・企業版ふるさと納税制度を活用して、地方創生を進めるため、大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返済支援事業について、既に積み立てた基金を財源として実施する場合も、企業版ふるさと納税を活用する事業として認めること。

国に要請すべき施策

○全国的に人口減少、東京一極集中の傾向が継続している。本県においても、出生数の減少や若者の県外流出などにより依然として人口減少が続くとともに、高齢化の進行などに地域差が生じており、地域の実情に応じたより実効性のある取組を重点的に進めていく必要がある。○ また、地方創生の取組の成果が現れるまでには時間を要するため、切れ目の無い取組を息長く続けていく必要がある。

○このため、地方が自主性・主体性を最大限に発揮し、地方創生を推進できるよう十分かつ継続的な予算の確保が必要である。

【総務管理部】

○地方創生関連交付金については、より自由度を高めた上で、地方創生に向けた長期間にわたる取組のための恒久財源として、継続的な財政支援を行うとともに、地方の再生に向けて地方の実情に応じた事業が実施できるよう、地方財政計画を拡充した上で一般財源総額を確保すること。

【産業労働部】

○地方拠点強化税制における地方税減免に対する減収補填措置の拡充について

- ・平成 30 年 6 月の同税制の拡充において、移転型に係る減収補填措置は拡充が図られた一方、拡充型に対する措置は据え置きとされた。
- ・地方において就職を契機とした若年層の人口流出が止まらない状況にあり、若年層に魅力ある「しごと」創出を強力に推し進める観点から、拡充型についても減収補填措置の拡充を要望。

○まち・ひと・しごと創生事業費

- ・地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成 27 年度以降、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）が計上されている。
- ・地域における主体的な地方創生の取組を支える財源として、次期総合戦略の期間中も、地方財政計画において、同規模の額を維持すること。

○地方創生推進交付金

- ・これまで、移住・起業・就業支援型の新設、新規申請数の増加、施設整備事業に係る要件の弾力化等の運用改善が図られてきた。
- ・引き続き、地方の実情に応じた弾力的な運用を図るとともに、地方創生の推進に有効であることから、次期総合戦略の期間中も必要な予算を確保すること。
- ・間接補助事業に係る交付金の対象要件について、年度末までの事業期間確保が可能となるように、地方自治法の会計規定も考慮して、支払に関する要件を緩和すること。

○地方創生拠点整備交付金

- ・地方創生推進交付金においてハード事業の割合に制限がある中で、地方創生関係施策の推進に資する施設の整備に有用なものとなっているが、これまで年度末の国補正で予算計上されてきている。

○施設整備では不測の事態により事業完了が越年度することが少なくないが、国繰越予算を充当しており、事業の繰越が即時に事故繰越となってしまうことから、事務の簡素化及び確実な事業執行を図るため、国当初予算に計上すること。

○地方大学・地域産業創生交付金

- ・地方での魅力のある雇用の創出や地方への人材還流に向けた地域産業振興とともに、地方大学の振興施策を推進することを目的としたものであり、この交付金の活用により学生の地元定着が期待される。
- ・次期総合戦略において重点的な取組に位置付けるとともに、より多くの地域で活用が進むように、事業規模、事業者以外の費用負担（産業界、大学等）について、柔軟に対応すること。

○地方拠点強化税制（地方で活躍する人材の育成・確保（企業の地方移転促進））

◎地方拠点強化税制については、平成 30 年度税制改正において、税制優遇の適用を受けるための認定期限が 2 年間延長され、認定要件等の緩和がなされたところではあるが、優遇制度が手厚くなっている移転型事業の対象は東京 23 区からの移転に限定されている。地方への本社機能移転に引き続き取り組んでいく中で、東京 23 区のみならず、本社機能が集中している

国に要請すべき施策

東京圏からの移転も強く支援していく必要がある。

- ・税制優遇の適用を受けるための認定期限を延長すること。
- ・本優遇制度の移転型事業の対象を、東京23区に近接する本社機能が集中している地域まで拡大すること。
- ・特別償却及び税額控除率の引き上げを行うこと。

○人口減少克服・地方創生の実現に向け、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組めるよう、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」等の必要な財源を確保するとともに、運用の改善に努めること。

○「地方創生拠点整備交付金」については、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、国の当初予算及び地方財政計画に計上するとともに、複数年度に係る事業の実施といった要件の緩和など地方の実情を踏まえた弾力的な取扱いを行うこと。

○地方創生の実現に向けて、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方創生推進交付金について十分な財源を確保するとともに、対象外経費をより限定的にするなど、交付金の自由度をより一層高める、地方においてより使い勝手のよいものとする。

○また、拠点整備交付金については、今後は継続的に当初予算に計上するとともに、要件を緩和するなど、さらなる弾力的な取扱いを行うこと。

○さらに、地方拠点強化税制においては、本社機能の地方移転の促進により、若者をはじめとする地方への人の流れを促進し、流出の抑制を図るため、優遇措置を継続すること。

○地方創生は、人材育成や産業振興など、短期的に成果が現れるものばかりではなく、息の長い取組が必要であるため、地方創生の取組に対しては、現行の地域再生法に基づく安定的かつ継続的な支援の枠組みが重要である。

○また、地方創生拠点整備交付金については、補正予算により措置されているが、事業計画の策定及び着実な実行のためには、当初予算への計上をお願いしたい。

○平成28年度に創設された地方創生推進交付金について、現行の実施計画期間の上限は一律に定められているが（先駆タイプの場合は5年、横展開タイプの場合は3年）、地方創生の実現には長期的な視点で取り組む必要があり、特に、人口減少の進む過疎地域や山村・半島などの条件が不利な地域においては、短期間では事業の成果を出すことが困難な場合もあるため、計画期間を延長または撤廃し、自治体として地方創生に資する効果が高いと認める事業については、継続的かつ長期的な交付金の活用が可能となるよう、運用改善を図ること。

○地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上。

- ・地方創生推進交付金については、地方の財政負担を軽減するため、地方負担(1/2)を撤廃し、全額交付金により措置されるべきである。
- ・また、都道府県の事務負担軽減のため、地域再生計画及び実施計画書の作成などの手続きの簡素化や申請受付後の審査期間を短縮し、十分な事業期間を確保すべきである。
- ・さらに、より自主的・主体的な取組を進めるため、引き続き、事業採択要件等の柔軟かつ弾力的な見直しを進めるべきである。
- ・地方創生拠点整備交付金について、補正予算では事前の計画を立てにくく、事務負担が大きいことから、当初予算で計上するとともに、複数年度の施設整備にも活用できるような制度にすべきである。
- ・企業版ふるさと納税について、地方交付税の不交付団体であっても制度の対象とすべきである。

○地方創生に向けた取り組みを着実に推進していく上で、地方財政措置や自由度の高い交付金制度などを含めた、国の継続的かつ柔軟な支援が不可欠である。

○また、交付金事業の実施に当たっては、地域再生計画の作成など申請手続きに係る事務負担が大きいことが課題となっており、使いやすい制度とする必要がある。

○更に、2019年度から開始されている地方創生移住支援事業については、移住支援金の受給者が居住・就業年数等の要件を満たさず返還対象となった場合において補助事業者（県）及び間接補助事業者（市町村）に過大な負担が生じることのないよう配慮が必要である。

国に要請すべき施策

○次期総合戦略を策定して地方創生の取組を更に進める上でも、十分な予算措置と地方公共団体の状況を踏まえた使いやすい制度設計がなされるよう希望する。

○要請すべき施策等

・まち・ひと・しごと創生事業費や地方創生に関する予算の拡充など、地方創生の取組に対する十分な財源の措置

【地方創生推進交付金】

○3（5）年後に自走すること（自立性）が重視されているが、子どもの教育やまちづくりなど、すぐに結果が出ない事業への配慮（ex. 小学生の農山村交流を行っても、移住につながるまでには相当年数を要するので、現在のスキームでは難しい。）

【地方創生拠点整備交付金】

○制度の継続と柔軟な運用

（ex. 「機器導入経費は2割以下」とされており、研究開発拠点のように高価な機器導入が必要な場合、2割を超過する事例があり十分な整備が行えない。単年度で完了する事業に限定されているため、小粒な事業しか行えない。）

【企業版ふるさと納税】

○平成31年度までとなっている税額控除の特例措置延長

【地方財政措置】

○地方創生の推進にあたり、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を継続・拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。

○特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置など偏在是正措置により生じる財源については、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置とすること。

【地方創生関係交付金等】

○地方創生の取組みを深化させるための「地方創生推進交付金」や「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続し、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、ハード整備割合や交付上限額の見直し、複数年度の事業（地方創生に向けた効果の高い大規模な事業等）の対象への追加など地方の実情を踏まえた弾力的で柔軟な取扱いを行うこと。

○地域における観光資源の整備等のため、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すること。

【地方税制】

○「地方拠点強化税制」については、引き続き、東京一極集中の是正に向け、これまでの実績や効果なども踏まえ、より実効性のある制度となるよう、制度の継続はもとより更なる拡充を行うこと。

○「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、引き続き、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止など、モラルハザードが生じないようにするとともに、一層の活用促進を図るため、地方団体や企業の意見も踏まえ、制度の継続はもとより税の軽減効果の拡大や更なる運用改善を図ること。

○「地方創生推進交付金」について拡充・継続すべきであり、その際、交付額上限の目安の撤廃など、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方の実情を踏まえた、より弾力的な運用を図るべきである。

<地方創生拠点整備交付金>

国に要請すべき施策

○毎年度、国の年度末の補正予算で計上される繰越財源であることから、複数年にまたがる施設整備への充当が難しい。

○また、平成30年度から基金制度も新たに設けられたが、事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものでなければ基金を活用できないなど、使い勝手が悪いため、運用の改善を要望

○現状・課題

- ・本県ではこれまで女性活躍推進の取組に「地方創生交付金」及び「地域女性活躍推進交付金」を活用しており、本県の実情に応じた施策推進の貴重な財源となっている。
- ・「地域女性活躍交付金」が、平成29年度、平成30年度、令和元年度と当初予算措置されたことは、財源確保の観点から意義深い。
- ・地方の実情に応じた女性の活躍推進のためには、「地域女性活躍推進交付金」の国庫負担割合の引き上げといった制度の拡充を図るとともに、十分な国の財政支援が必要である。

○意見、要請すべき施策等

- ・「地域女性活躍推進交付金」について、次年度以降も制度を継続するとともに、国庫負担割合を10/10に復元し、十分な財源を確保し地方の実情に即し継続事業についても交付対象とするなど、当該交付金の柔軟で使いやすい運用（手続きの簡素化、市町村への直接交付等）を行うこと。
- ・地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする基金の創設など、必要な財源措置を講じること。

○地方創生推進交付金

(現状と課題)

- ・地方創生の取組を進めていくためには、国からの「情報支援」、「人材支援」に加え、地方創生推進交付金などの「財政支援」が不可欠である。本交付金においては、申請事業本数や申請事業額に上限があるが、これまで、交付上限額の引き上げや申請事業本数の増加など運用が弾力化されてきた。一方、申請額の上限が高い「先駆タイプ」については、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の4つの要素が含まれる事業とされ、これまでも全国知事会等から要望している「自由度の高い」交付金となっていない。特に、「先駆タイプ」の自立性については、事業収入や会員からの収入をはじめ、歳出又は歳入面での財源確保に取り組むこととされ、申請事業を構築していくことが困難となっている。

(意見)

- ・地方創生推進交付金の柔軟な制度運用について、申請本数や申請額の上限撤廃、事業要件の緩和などを行い、より地方自治体が活用しやすい制度とすること。

○地方創生拠点整備交付金

(現状と課題)

- ・本交付金の創設により生産性革命に資する研究所の整備等を行うことができる一方で、国の経済対策等による補正予算として措置されていることから、国による予算措置から募集までの期間が短く、事業計画や実施に向けた事前調査に十分な時間を掛けることができない。

(意見)

- ・補正予算ではなく、当初予算から要求していただき、地方が計画的に拠点整備に取り組めるようにしていただきたい。

○地方創生拠点整備交付金

- ・事業期間が複数年にわたるような規模の大きな拠点整備に対応できるように当初予算で措置する等の制度改善
- ・既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど交付金の制度改善

○現行まち・ひと・しごと創生総合戦略における財政支援の矢における（1）地方創生関係交付金（2）地方財政措置（まち・ひと・しごと創生事業費）（3）税制については、次期総合戦略においても継続するとともに、充実・強化を図ること。

国に要請すべき施策

○地方大学・地域産業創生交付金については、採択基準として事業主体の自立が求められているが、地方大学による地域産業の創生にはより長期間を要するものや、売り上げ等に直結しない施設整備が必要なことから、地域の実情に応じた柔軟な運用を図ること

○宿泊施設等観光基盤の整備を一層するため、国際観光旅客税を交付金として地方へ配分する制度の創設を次期総合戦略の財政支援の矢に盛り込むこと

○現行制度の枠内で財源となりうる地方創生推進交付金は、事業費の1/2が地方負担であることに加え、国想定分野(しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり)への該当や地域間連携や複数の政策目的を持つこと等の先導性を有する事業でなければ採択されないなど、地方の主体的な取組みを促すものになっているとは言い難い。

○地方が自身の創意工夫によって主体的かつ安定的に取組みを進められるよう、地方負担の軽減や交付金使途の制約の緩和など必要な措置を講じられたい。

○例えば、職員旅費についてはトップセールスに伴う随行旅費のみが対象となり、「大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」など、事業推進のために必要な職員の出張であってもその旅費は交付金の対象と認められない。また、移住・起業・就業タイプにおいては個人給付が認められている一方、先駆タイプ・横展開タイプでは、各種事業の参加者個人に対する旅費やインターンシップなど企業が個人向けに給付に関する補助金なども対象にならないなど、その使途に制約がある等について、対象の拡大や緩和を図られたい。

○地方創生推進交付金については、地方創生に資する取組を安定的・継続的に実施できるよう、今年度(国費ベース1,000億円)以上の規模を確保されたい。地方創生拠点整備交付金については、将来の地域発展に繋がる投資を積極的に実施できるよう、来年度以降も十分な規模を確保されたい。企業版ふるさと納税については、民間と自治体がwin-winなパートナーシップを構築し、地方創生に取り組むことができる良い制度であることから、延長はもちろんのこと、恒久的な制度とされたい。

○地方創生関係交付金

- ・制度開始当初の地方創生先行型交付金(基礎交付)は全額国庫であり、地域の実情を踏まえた事業が実施できるよう具体的な事業内容については各自治体の判断に委ねられていたため、地方の課題解決に活用でき、使い勝手が非常に良かった。
- ・しかし、現行の交付金制度は、原則、個別事業者へ補助を行う事業が対象外となっているなど、交付対象となる事業が予め国で限定され、地域の自主性・主体性を十分に発揮できない制約が徐々に増えている。
- ・各自治体が地域の実情に応じ、それぞれが抱える課題の解決に主体的に取り組めるよう、自由度の高い交付金とするとともに、来年度以降も継続して予算規模を確保すること。

○地方創生推進交付金

◎使い勝手のよい制度への見直し

- ・追加内示に当たっては、既に着手している事業の対象化
- ・基金造成の容認
- ・地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば、改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど手続きの簡素化
- ・採択基準の明確化、早期の段階での採択結果の提示、不採択理由の説明を徹底
- ・外部有識者による審査対象事業について、申請団体が審査会で直接説明できる機会の設置

◎交付金規模(1兆円)の確保

- ・地方負担が生じないよう交付率の拡充または地方財政措置

○地方創生拠点整備交付金

- ・地方創生拠点整備交付金の恒久化

国に要請すべき施策

- ・既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等の交付対象化

○企業版ふるさと納税の運用見直し

- ・地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど、弾力的に活用できるよう制度の簡素化
- ・本社が所在する地方自治体への寄附の容認
- ・着手済みの事業に対する寄附の容認
- ・地方負担分への寄附の充当が可能な国の補助金や交付金の範囲の拡大
- ・現行制度の税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分への国の財源補填措置

○地方拠点強化税制

- ・施設整備計画の従業者数に関する認定要件の緩和（現行：法人全体で大企業5人以上、中小企業2人以上の増加 → 移転先で大企業5人以上、中小企業2人以上の増加）
- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額の大幅拡充
- ・本社機能移転に伴う社宅、社員寮の取得・整備の対象化（現行：事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設）
- ・オフィス減税と雇用促進税制の併用容認
- ・雇用促進税制の適用要件の緩和（(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)

○地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大が必要であり、地方が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続とともに、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であるという実情を的確に反映すること。
- ・地方創生推進交付金の規模を確保・拡大し、継続的なものとするとともに、運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和並びに手続の簡素化を行うこと。
- ・地方創生推進交付金に係る地方財政負担は、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講じること。

○地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生交付金について、十分な予算措置を継続する必要がある。

○地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保する必要がある。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）及び地方における企業拠点の強化を促進する税制措置について、運用改善を図るとともに、より効果的な制度の新設・拡充を行う必要がある。

○地方創生推進交付金

- ・手続きを簡素化した上で、申請要件や対象経費の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。
- ・また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

○「まち・ひと・しごと創生事業費」

- ・地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

国に要請すべき施策

○地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特徴を踏まえた取組を行う必要があることから、次のことについて国に要請すべき。

◎地方創生交付金

- ・地方の自主性をより重視した自由度の高い仕組みにすること。
- ・また、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のため創設された「地方創生推進交付金」に係る地方の財政負担については、令和2年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、財政措置を講じること。

◎まち・ひと・しごと創生事業費

- ・地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充すること。

○人口減少や少子・高齢化が急速に進行する本県では、人口減少対策が喫緊の課題であるが、地方創生の目的達成には長期的な取組が必要である。

○国家的課題である人口減少対策については、国との連携が必要であり、地方の努力だけでは解決困難である。そのため、地方の実情に応じた主体的な取組に対する地方財政措置の充実が必要である。

○地方創生の推進にあたっては、今後とも、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

○また、「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定について、平成29年度から段階的に「取組の必要度」から「取組の成果」に応じ配分額をシフトすることとしているが、条件不利地域では地方創生の目的達成には長期の取組が必要であることを踏まえ、人口減少率が高いなど、「取組の必要度」を重視した配分の継続が必要である。

○地方一般財源総額の確保・充実に加え、地方創生推進交付金は、地方創生のためには安定的・継続的支援が必要との観点から、平成28年度当初予算において、地域再生法に基づく法律補助に位置付ける形で創設され、これまで、毎年1,000億円が当初予算で計上されている。

○次期総合戦略の策定を見据えた「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」においても、「地方創生を推進していくためには、安定的かつ継続的な支援の枠組みと予算規模を確保することが重要ではないか」と議論されている。

○地方創生に関しては、地方創生推進交付金のほか、地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生事業交付金など、各種措置が講じられているが、引き続き地方が地域の実情に応じて長期的・戦略的に魅力ある地域づくりに取り組むことができるよう、十分な額を継続的に確保するとともに、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化した上で、採択の要件を大胆に緩和するなどの措置を講じるべきである。

○地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保していただきたい。

○地方創生の取組が様々なライフステージに応じた移住や交流などの政策メニューの充実・強化の段階に入っているなか、来年度からは、次期「地方版総合戦略」に基づき、地方創生の実現に向け、より一層の取組を進めていく必要があり、地方が主体的かつ継続的な取組を着実に実施できるよう、地方創生推進交付金の拡充など、地方創生関連予算を十分に確保していただきたい。また、地方創生交付金については、新規事業の申請上限数の見直しなど、一定の運用改善が行われているところであるが、交付上限額の目安の撤廃も含め、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟な運用を図られたい。

○地方創生の深化に向けた取組を支える財源の確保について

- ・第1期「地方版総合戦略」の推進エンジンとなった「地方創生推進交付金」をはじめ、「地方創生拠点整備交付金」、「まち・ひと・しごと創生事業費」による地方財政措置は、今後策定

国に要請すべき施策

する次期「地方版総合戦略」により、地方創生の深化に向けて、切れ目無い取組みを進める上で不可欠となる。

- ・また、「地方創生推進交付金」については、地域の実情に応じた取組みを進める上で、更なる運用の弾力化や事務手続きの簡素化が求められている。
- ・「地方創生拠点整備交付金」については、補正予算による措置であることや、2カ年にわたる事業実施を可能とする「基金事業」も採択のハードルが高く、地方が、将来を見据え、計画的に拠点整備を進める上でネックとなっている。
 - ◎「地方創生推進交付金」の自由度向上と地方の声を反映する場の継続設置
 - ・地方創生推進交付金の自由度の向上を図るとともに、運用改善に当たり、地方の声の的確に反映できるよう、国と地方公共団体の実務者が協働して、「建設的な議論を進める場」を継続的に設置すること。
 - ◎「地方創生推進交付金」の制度充実
 - ・交付対象経費の制限を緩和し、自由度の高い内容となるよう、更なる「制度の充実」を図るため、地方への人の流れづくりに有効な「個人給付事業」を対象とすること。
 - ◎「地方創生拠点整備交付金」の当初予算計上及び基金運用の弾力化
 - ・地方が、計画的に拠点整備に取り組むことができるよう、「地方創生拠点整備交付金」は補正予算でなく、当初予算に計上するとともに、「基金事業」の要件緩和を図るなど、運用のさらなる弾力化を図ること。
 - ◎地方創生関連予算の更なる規模充実
 - ・「地方創生推進交付金」の規模充実を図るとともに、地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充や、地方交付税をはじめとした「地方一般財源総額」の確保など、「地方財政措置」を充実強化すること。

○地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災対策等の役割を担っていくためにも、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続するなど、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を図ること。

○また、引き続き国に対しては、地方創生に関連する予算を十分確保することに加え、地方創生推進交付金の運用改善や地方創生拠点整備交付金の当初予算化、企業版ふるさと納税における「本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外」とする要件の廃止など、地方創生の取組みに対する支援策の充実を求めたい。

<まち・ひと・しごと創生事業費>

○地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成31年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方がそれぞれの地域の実情に応じた取組をしっかりと進められるよう必要な地方一般財源を十分に確保すること。

<地方創生推進交付金>

○交付金額の上限の目安の撤廃など、より弾力的で柔軟な運用を図るとともに、複数年度にわたる事業について、実施期間全体に関して認定を行うなど後年度以降の事業実施に必要な交付金額の措置を確実に講ずること。

<地方創生拠点整備交付金>

○地方版総合戦略に位置づけられた様々な施設整備等に適切に対応できる交付金として継続するとともに、地方の実情を踏まえた、より弾力的な運用を図ること。

○まち・ひと・しごと創生事業費の拡充、社会保障の充実・安定化への対応をはじめとした、必要な地方一般財源総額の確保を引き続き行うこと。

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、現在の施策を発展させ、また、新たな施策を行うためには、今後も十分な財源が必要であると認識している。

国に要請すべき施策

○については、まち・ひと・しごと創生事業費、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について、地方が求める必要な予算の総額を確保する旨を記載すべきと考える。
○なお、企業版ふるさと納税制度については、これまでも一定の改善はされているものの、企業がメリットを実感できるような制度改善及び、地域再生計画の認定に係る事務手続の更なる簡略化等が必要と考える。

○平成 31 年度においては、「まち・ひと・しごと創生事業費」が 1 兆円、地方創生推進交付金は 1、000 億円と昨年度と同額が措置されており、地方が地方創生に取り組むための額が一定確保されたものと考えられる。

しかしながら、地方創生を確実に推進するためには、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地方創生に関する交付金」の拡充により、施策に必要な財源を十分に確保する必要があるため、引き続き、経済財政諮問会議をはじめ、今後の動向を注視しながら、地方財政の在り方について、全国知事会等と連携しながら要請等を行っていく。

○平成 31 年度地方財政計画において、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、平成 30 年度を 0.6 兆円上回る 62.7 兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債が前年度から大幅に抑制されたことは評価できる。

また、合併市町に対する地方交付税の算定については、順次、要望に沿った算定方法の見直しが行われ、偏在性の少ない地方税体系の充実強化についても、特別法人事業税が創設されたこと、軽減税率導入に伴う代替財源措置がされたこと、ゴルフ場利用税が堅持されたことなど、一定評価できるものと考えられる。

臨時財政対策債の抑制は、地方財政の健全化に向けた第一歩であるが、依然として巨額の財源不足額が解消されていないことから、引き続き、地方交付税の法定率の引上げなど安定的で持続可能な制度の確立について、全国知事会等と連携しながら要請等を行っていく必要がある。

○国、地方ともに第 2 期の「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、地方創生への取組を加速する必要があるため、第 2 期の 5 年間についても「まち・ひと・しごと創生事業費」「地方創生推進交付金」などの継続を図ること。

○平成 28 年熊本地震からの創造的復興のためにも、地方版総合戦略に掲げる本県の地方創生の取組を着実に推進できるよう、地方創生推進交付金等による強力な財政支援をお願いしたい。

○地方創生推進交付金については、国の次期総合戦略が策定される令和 2 年度（2020 年度）以降の予算においても着実に措置するとともに、今後一層の規模拡大を図っていただきたい。また、地方の意見も踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続の簡素化、合理化等の取組を進めていただきたい。とりわけ、事業の円滑実施を図るため、引き続き年度当初から全ての事業が着手可能となるよう交付決定するとともに、随時変更申請手続が可能となるよう運用を改めていただきたい。

○地方創生拠点整備交付金については、地方創生推進交付金を活用して実施する事業に関連する拠点整備も認められ、合わせて実施することでより効果的な事業実施等が期待されるが、補正予算で手当てされることから、年度当初からの計画的な整備ができないうえ、十分な事業期間が確保されない（繰越して 1 年、2 次募集では半年程度）ため、活用が困難となっている。早期の計画作成や必要な事業期間確保のため、当初予算への計上をお願いしたい。

また、平成 30 年度（2018 年度）から創設された基金事業についても、基金造成の要件が厳格すぎるため、要件の緩和をお願いしたい。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、企業が寄附を通じて地方創生に参画し、地方創生を持続可能な取組とするために、より一層の活用促進を図ることが必要である。そのために、本税制の拡充に加え、今年度で終了する本制度が来年度以降も活用できるよう制度の延長をお願いしたい。

○平成 31 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。

○地方財政計画において 1 兆円が計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」について、次年度以降も引き続き措置するとともに、地方の安定的な行政運営に必要な一般財源総額を十分に確保するなど、地方創生を確実に実現するために必要な財源を確保すること。

<「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充>

国に要請すべき施策

○地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成 27 年度以降、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）が計上されている。令和 2 年度以降についても、各地方公共団体の地方創生の取組が途切れることのないよう、当該事業費を継続・拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。

<地方創生関係交付金事業における『インセンティブ枠』の創設>

○以下の取組に対し、交付率の嵩上げ（インセンティブ付与）を行っていただきたい。

- ・広域連携事業
- ・小規模市町村による先駆的要素が含まれる事業

<地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度の拡充・延長>

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度の拡充・延長について、平成 31 年度税制改正において引き続き議論することとされたところであるが、令和 2 年度以降も制度を活用できるよう、引き続き取り組んでいただきたい。

◎地域における外国人材の受入れ、多文化共生、グローバル化

国に要請すべき施策
<p>○外国人が安心して暮らすための地域における相談体制の充実に向けた支援・在住外国人に対する日本語教育の充実</p> <p>○地域における多文化共生の取組促進への支援</p>
<p>○外国人の誰もが働きやすく、暮らしやすい地域づくりを確立するため、国が主体となって、多言語による情報やサービスの提供等、多文化共生社会を支える基盤や仕組みを構築すること。</p> <p>○地方において、真に必要な外国人材を確保できる仕組みを整備すること。</p>
<p>○首都圏の大学等で学ぶ外国人留学生に対する地方企業の情報提供やマッチング支援、地方企業の外国人インターンシップ受入支援など、外国人活用に向けた地方の取組に対する財政支援</p> <p>○外国人留学生が就労する際の在留資格の変更について、中小企業についても、大企業と同じ提出資料とするなど手続きの簡素化</p> <p>○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一層の拡充</p> <p>○日本語教室の設置・運営や医療通訳者の育成・配置等、地域への受け入れ環境整備に対する財政支援の拡充</p>
<p>○（インバウンドの推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語併記の観光案内標識の設置促進、無料公衆無線LANの整備促進、宿泊施設・文化施設等の観光施設のキャッシュレス環境整備など、インバウンド受入環境の充実及び地方の取組に対する一層の財政措置 <p>○（外国人の受入れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ機関及び登録支援機関への支援の拡充、日本語学習の機会の充実、外国人受入環境整備交付金の継続など、受入環境整備に向けた支援の充実
<p>○新たな在留資格である「特定技能」について、地域の労働需給の状況や事業者団体の意向等を踏まえた特定産業分野の柔軟な追加など、それぞれの地域はもとより我が国全体の発展につながる制度とすること。</p> <p>○また、新たに受け入れる外国人材及び在留外国人への日本語教育、さらには安心して働き、暮らしていくための様々な支援など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組むこと。</p>
<p>○人口減少により今後の国内市場の縮小が見込まれる中、海外販路開拓は大変重要であり、本県においても、中小企業の海外販路開拓支援に取り組んでいるところであるが、特定の食品・農林水産品については、輸入規制等により海外への販路開拓が阻まれていることから、規制の撤廃・緩和の要求を、諸外国・地域に対して継続して働きかけていくこと。</p>
<p>○外国人材の受入れが促進されれば、これまで以上に多くの外国人に対し、多言語での情報提供や相談対応、各種の支援など、地域における多文化共生の取組をより一層進めていく必要がある。こうした、地方自治体が行う、外国人が安心して暮らすための環境整備への財政的支援の拡充が必要である。</p> <p>○また、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る事業の拡充や、外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいの可能性のある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めることが必要である。</p>
<p>○インバウンドに対応した地域へのキャッシュレス決済環境の導入促進を、次期総合戦略の政策パッケージに盛り込むこと</p>
<p>○新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、外国人材の受入を地域の人手不足解消につなげ、更には、今後一層進むであろう世界規模の人材獲得競争の中で、大都市圏以外の地域が外国人</p>

国に要請すべき施策

材から選ばれ、地域の持続的発展につなげることができるよう、地方創生交付金による支援を盛り込むこと。

- ・ 中小企業・小規模事業者においても、外国人材が能力と生産性を発揮できる環境の整備に向けた、地方公共団体が行う取組に対する地方創生交付金による支援の実施
- ・ 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための地方自治体の取組に対する地方創生交付金による支援の実施

○（外国人材の受入れ）

- ・ 新たな在留資格「特定技能」については、外国人が大都市圏その他の特定の地域に集中することなく、地方の人手不足に的確に対応し、地方の持続的な発展につながるよう、国において実効性のある施策を実施するとともに、地域の実情等を踏まえ、特定産業分野の追加等に柔軟に対応していただきたい。
- ・ 外国人の生活支援や防災面の支援など、多文化共生の社会づくりに向けた取組みや、地方自治体が独自に取り組む事業所向けの相談窓口の設置などの取組みに対し、継続的な国の財政支援を講じていただきたい。

○（戦略的な産業振興）

- ・ A I ・ I o T 等を活用した産業の創出や維持・発展及び産業基盤の強化をはじめ、地方自治体が行う戦略的な産業振興の取組みに対して、自治体の裁量権を重視した国の財政支援を講じていただきたい。

○国が取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、地域が行う取組については、引き続き必要な財政措置を講じていただきたい。

○「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に従い、特定技能外国人が大都市その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないよう、地域ごとの受入れ状況及び人手不足状況を把握し、必要な措置を講じていただきたい。

◎中山間地域の活性化

国に要請すべき施策

○過疎地域や山村地域などの法指定地域に限定されることなく、人口減少が急速に進行している中山間地域においても、上記のような森林・林業・山村を一体的に捉えた農山村の活性化に関わる事業が必要だが、スタートアップ時のK P I の設定を弾力的に運用されるなど、地方創生推進交付金等がより柔軟に活用できることが必要。

○中山間地域の生活維持・創生を図るための総合支援施策の創設

◎中山間地域において特に増加する空き家や生活交通確保問題など、住み慣れた地域で豊かに暮らし続けるための総合的政策パッケージを検討する必要がある。

(施策事例)

- ・地域住民による共助交通システムの構築 など

◎上記以外に回答のあったテーマ

- ・人口減少対策としての共助・共存の農山漁村づくり

国に要請すべき施策

○人口減少の局面にあっても、農山漁村の活力が保たれるよう、多様な地域運営組織が、中長期的に地域活性化や課題解決に取り組むことができる支援策を充実・強化していただきたい。

- ・雪対策の支援充実

国に要請すべき施策

○過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の雪下ろしなど除排雪費用への助成等に要する経費について財政措置及び支援制度を拡充していただきたい。

- ・地域医療の再生

国に要請すべき施策

○医師の不足と偏在の抜本的な解消を図り、地域医療のあるべき姿を実現するため、医師少数区域での勤務経験を管理者要件とする病院の対象範囲の拡大、県境を越えた医師の適正な配置調整や保険医に対する医師少数区域の医療機関への勤務の義務付けなど、国を挙げて直ちに実効的な施策に着手すべき。

○「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数の一部については、令和元年度の医学部定員を超えない範囲で、令和3年度まで暫定措置が継続される方向性が示されているが、医師の絶対数が不足している医師少数県については、地域医療を維持・確保するため、医師養成数増を恒久的な措置とすべき。

○地域で設定する奨学金制度に対し、一部要件を満たす場合には、地域医療介護総合確保基金の活用が可能となっているが、地元出身者のみでは定員の確保が困難な場合には、県外出身の奨学金貸与者についても基金の対象とするなど、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう要件の緩和と併せて財政支援を更に拡充すべき。

○今般、公表された医師偏在指標により明らかとなった都道府県間の医師偏在の状況を改善するため、医師少数都道府県や医師少数区域への医師の派遣調整等に係る支援策の充実を図るとともに、小児科及び産科の相対的医師不足地域等における医師確保を支援するため、小児医療の充実に資する小児医療施設設備整備事業等の拡充や診療報酬の改定など、当該診療科の医師不足の解消につながる施策を充実すべき。

・働きやすい雇用・労働環境の整備

国に要請すべき施策

- 若年者や女性の県内就職の促進及び職場定着を図るため、従業員宿舎の整備や住宅手当の導入の支援、さらには、正社員雇用の拡大や非正規雇用労働者の正社員化等の処遇改善の促進など、地方における雇用・労働環境の改善に資する制度の整備を一層推進すべき。
- 長時間労働の是正や休暇取得の促進のための制度の整備を一層推進すべき。また、国では生産性向上のための各種助成制度を設けているが、働き方改革関連法の施行を受け、賃金引上げや労働時間の短縮などの労働条件の改善に取り組む中小企業・小規模事業者の活用を促進するため、一層の制度周知と受給のための手続の簡素化を図るべき。
- 併せて、労働法令の遵守徹底や適正な雇用ルールが確保されるよう、労働局の監視機能の強化に必要な対策（労働基準監督官の増員等）を講ずるとともに、働き方改革を一層推進するための全国実態調査を実施すべき。

・「地方創生回廊」の早期実現と地域の移動手段の確保・維持

国に要請すべき施策

- 地域高規格道路の計画的な整備と併せ、東京に集中する人や企業の地方分散に不可欠な、高速交通網を補完する道路ネットワークの整備に必要な公共事業予算の持続的な確保並びに地方への重点配分を行うこと。
- また、公共交通をはじめとする「自動車以外の移動手段」も選択できる社会を実現することで、地方における生活の利便性を確保し、それぞれの地域で住み続けることができるよう、地域の移動手段の確保・維持に必要な予算を十分確保し、喫緊の課題が多く残された地方に重点配分を行うこと。

・スポーツ・健康まちづくり

国に要請すべき施策

- 自転車活用の更なる推進に向けた支援
 - ・自転車が新たな観光のツールとして注目されており、これをより一層推進するためには、誰もが安全・快適にサイクリングを楽しめる環境整備が重要。このため、自転車の走行環境の整備をはじめ、電車やバスなどの公共交通機関との連携や、レンタサイクルの促進等の利用環境の整備に係る国の財政支援を拡充すること。
 - ・また、自転車活用を推進するための情報発信を行うこと。

・共生社会に向けた就労支援

国に要請すべき施策

- 出所者等の円滑な社会復帰を促進するための財政措置を引き続き講じられたい。
- 新たな外国人受入制度により、人手不足の14業種において外国人材の受入が定められたが、外国人材の受入ニーズが非常に高くなってきていることから、今後の受入分野の拡大について検討を行うと共に、就労生活環境の改善について、財政支援を行うべき。

・高校と地域づくり

国に要請すべき施策

- 「社会に開かれた教育課程」の実現や地域振興の核としての高等学校の機能強化に向け、地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、国において次の対応を行うこと。
 - (1) 地域と高等学校をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援を行うとともに、必要な能力を備えたコーディネーターの養成や育成を行うこと。
 - (2) 地域と高等学校で構築するコンソーシアムにより地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進する「地域との協働による高等学校教育推進事業」を継続・拡充すること。

・若年層の県内定着に向けた取組の強化（東京圏の学生や企業等で働く人に焦点を当てた地方還流の促進）

国に要請すべき施策

- 東京圏の地方出身学生のUターン就職を促進する取組への支援
- 「ふるさと企業との兼業・副業」や「子育て・介護期のふるさと移住継続勤務」など新たな働き方の普及を通じたふるさと回帰の促進

・「地方創生人材」の創出について

国に要請すべき施策

- 都市部の若者と地方を結ぶ「教育プログラム」の制度化
 - ・都市部と地方の小中高生が一緒に学び、互いの価値を共有・共感できる「交換留学プログラム」の制度化
 - ・地方発のイノベティブな仕事やライフスタイルを学び・体感する「地域社会教育プログラム」を、「大学が単位を与えることのできる学修」として位置づけること

国に要請すべき施策

○外国人材の活躍による地方創生の実現について

- ・地方における外国人材確保のための対策
- ・外国人材受入れ環境整備機能の拡充
- ・外国人受入れ・共生のための専門人材バンクの創設

・国全体の出生率向上に向けた施策展開

国に要請すべき施策

○少子化対策・子育て支援の充実

- ・安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地方が単独で取り組んでいる事業の更なる充実・強化のため、国が安定的・効果的な財源措置を講じるべきである。

・企業による木材利用の促進

国に要請すべき施策

○森林の持続可能な管理の実施を促進し、水資源の涵養や地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させることが重要。

○このためには、これまであまり木が使われてこなかった都市部における非住宅建築物の木造化・木質化などを推進し、適切に国産木材を活用することが必要。

○国産木材の需要の創出・拡大を図ることは、森林資源の豊富な中山間においては、山林所得の向上、雇用の創出など地域振興につながる。

○このため、まず、企業が積極的に木材利用に取り組むことが、SDGsの目標・ターゲットの達成(ex 12.2、12.6、12.8、13.3、15.1、15.2など)に貢献することを明確に位置づけることが必要。

○その上で、企業がSDGsの取り組みの一環として、オフィス・店舗の木造化・木質化など木材利用に積極的に取り組むことができるよう、木材の安定供給体制から中大規模木造建築物の設計・施工までに至る、地方と都市部の大企業等とが連携したプラットフォームを構築することが必要。

○この際、企業が投資対象として木造のオフィスビルなどの建設に取り組むことができるよう、木造建築物の資産的な評価が適切に行われる仕組みづくりが必要。

○例えば、

- ・現在、税法上の耐用年数については、設計上の実際の耐久性能とは関係なく、鉄筋コンクリート造や鉄骨造と比較して、木造建築物は短く設定されている。このため、減価償却の期間が短くて済み、固定資産税が少なくなるというメリットがある反面、金融機関による資産評価(担保価値)は低く抑えられ、融資期間や融資限度額が低く抑えられる側面がある。
- ・金融機関が、木造のオフィスビルの建設など木材利用を通じてSDGsに取り組む企業へ融資・投資をする際に、金融機関にもメリットとなるような仕組みづくりが必要。

・地域間連携の推進

国に要請すべき施策

○民間企業も含め地域全体で九州ロゴマークの活用を促進し、さらなる地域ブランド力向上を図る事業に対する支援

・離島の定住条件の整備

国に要請すべき施策

○離島地域は、日本の領空、領海、排他的経済水域の保全など国家的利益の確保においても、極めて重要な役割を果たしている。

○本県の人口は、県全体では増加基調にあるものの、多くの離島地域では、遠隔性等の条件不利性に起因した多くの課題から、既に人口減少がはじまっており、南部離島においては、1975年の約75%となるなど、地域活力の低下が懸念される。

○このような中、本県が平成30年度に実施した県民意識調査（離島特別調査）によると、以前と比べ悪化した項目として、「食品・日用品など生活必需品の価格」があげられ、課題となっている。

○このため、割高な食品・日用品など生活必需品の低減等を図り、離島の定住条件の整備を推進する必要がある。

・地方創生に関する今後の取組

国に要請すべき施策

○都は、「共存共栄」の取組を一層進化・発展させるべく、この4月に専管ポストを設置し、地方との連携を強力的に推進していく。

○今後は、このポストを窓口として、これまで以上に、地方のニーズをしっかりと把握し、東京に集まる情報・資金と、他の地域の資源・技術などを結び付け、多くの付加価値を生み出すことにより、日本経済全体のパイの更なる拡大を目指す。

○併せて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けた有識者会議における検討テーマについても、東京の発展と地方の活性化につなげるよう、「共存共栄」の取組を展開していく。

○また、国産木材の活用については、林業の進行による中山間地域の活性化や、災害防止の観点から極めて重要な森林再生に向け、

- ・国産木材の需要創出に積極的に取り組む地方公共団体や民間事業者等に対する支援に加え、建築物の木造化・木質化を進めるための技術開発や人材育成に対する支援を充実・強化すること
- ・国産木材活用の意義や魅力を広く国民に対して周知・啓発する取組を推進することを要請すべきと考える。

◎その他、地方創生に関する意見等

国に要請すべき施策
<p>○国はこの間、地方創生の名のもとに、東京一極集中を是正するため、東京 23 区の大学定員増の抑制措置や企業の地方拠点強化など、地方への新しいひとの流れをつくる取組を進めてきたが、施策の効果が十分でないとして、今後、一層の取組強化を図るとしている。</p> <p>○国が真に地方創生を目指すのであれば、地方への新しいひとの流れを無理につくることなく、東京を含む地方がそれぞれの個性や強みを発揮して、魅力ある環境を作り、地域が活性化できるよう、地方の権限と財源の拡充を図るべきである。</p> <p>○第 2 期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、全国知事会としては、地方の権限と財源の拡充を最優先課題として主張すべきと考える。</p>
<p>○人口減少を前提とした適応対策の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少の克服は喫緊の課題であり施策の中心となるが、一方、人口減少は避けられないことから、人口減少の中においても活力ある地域が維持できるよう、準備（適応）を行うための施策をより充実させること。（例：地域交通の維持、未来技術の進展による補完 等） <p>○地域循環共生圏について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の考え方は、環境・経済・社会問題の同時解決を図り、持続可能な地域づくりを行うものである。 <p>国において、関係府省の連携・協働により、各地域の取組を積極的に支援すること。</p>
<p>○現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、県の「地域国際化協会」である公益財団法人県国際交流財団と、「災害時多言語支援センター」の設置運営に関する協定を締結し、災害時に多言語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築に取り組んでいる。 ・また、平成 22 年度から 29 年度にかけて「外国人住民防災セミナー」等を開催し、災害発生時の外国人住民支援に取り組んできており、平成 30 年度からは「みえ災害時多言語支援センター」や各市町の避難所で活躍できる人材を養成するための「災害時語学サポーター養成研修」を実施している。 ・南海トラフ地震の発生による甚大な被害が想定される中、災害時における円滑な外国人住民支援のためには、広域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠である。 ・総務省において、平成 30 年度から、災害時に行政等から提供される情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」が実施され、本県では 2 名が受講した。 <p>○意見、要請すべき施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報コーディネーターが、県および市町に円滑に配置されるよう、引き続き必要な支援を行うこと。 ・情報コーディネーターの広域での連携が可能となるよう、研修修了者を掲載する名簿を作成し、各自治体へ提供すること。
<p>○MaaS を活用した観光や地域交通再編を次期総合戦略の政策パッケージの内容に盛り込むこと</p>
<p>○外国人対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人就労のための労働環境の整備

国に要請すべき施策

- ・子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育、母語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実など生活環境の整備に対する支援を充実

- ・国による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

○外国人人口の推計

- ・2060年または2025年までの外国人人口の推計

○人材育成について

- ・職業教育の推進ための施策の一つとして、本年より開設された専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の育成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待される。

- ・専門職大学が、①高度かつ専門的な職業教育が求められること、②企業等における臨地実務実習等を行う必要があること等をふまえ、地方が積極的に専門職大学を設置できるよう、制度の周知・徹底及び設立や運営に関して十分な財政支援が必要である。

○「小さな拠点づくり」を中心とする離島・中山間地域対策

- ・買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

- ・国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

○離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。

過疎地における公立・公的病院に対する財政支援の充実

○過疎地の公立病院・公的病院への支援

- ・地域包括ケアシステムの担い手として、その業務範囲が拡大する過疎地の公立・公的病院について、医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、財源措置の充実を図ること。

○医療提供体制推進事業費補助金

- ・医療提供体制推進事業費補助金については、例年交付率が低く、都道府県の超過負担が大きく生じていることから、いずれの事業においてもその実績に応じた補助を行うこと。

- ・ドクターヘリ運航委託費の補助は全国一律・一定となっているが、運航実績は都道府県により大きく異なることから、地域の実情を考慮し、運航実績に応じた補助を行うこと。

○次期「総合戦略」の策定に当たっては、地方創生の実現に向け、地方が実情に応じた取組みを主体的・効果的に実施できるものとなるよう留意していただきたい。

○都道府県の「地方版総合戦略」は、国の「総合戦略」を勘案して策定する必要があることから、次期「総合戦略」の内容について、国から早期に示していただきたい。

○「大阪・関西万博」を契機とした大阪湾ベイエリアの交通体系のレガシー創出

- ・7年連続で人口の転出超過が続くとともに、企業の本社数もシェアが低下している関西では、「G20大阪サミット」「ワールド・マスターズ・ゲームズ 2021 関西」に続き、「大阪・関西万博」と世界的イベントが連続で開催され、インバウンドの更なる増加が見込まれることから、「大阪湾ベイエリア5空港・7滑走路」を有機的に連携させるなど、「ストック効果」を最大限に発揮し、関空インバウンド効果を西日本全域に波及させていく必要がある。

- ・また「大阪・関西万博」終了後のレガシー効果を最大限発揮させていくためには、関空を核とした交通インフラの整備を進めることが必要。

国に要請すべき施策

○大阪湾バイエリアの陸海空の交通体系のレガシー創出

- ・万博を契機として、大阪湾バイエリア全域の陸海空の交通体系のレガシーを創出するため、国家戦略としてインフラ整備を促進すること。

○未来投資の観点からの四国新幹線の戦略的整備

- ・リニア中央新幹線で東京・名古屋・大阪を一体化する「超巨大都市圏」の形成が期待される中、その効果を四国並びに地方に波及させるため、未来投資として四国地域の生産性向上に不可欠である「四国新幹線」の整備を推進すること。

○真の地方創生を実現するためには、地方の創意工夫が十分に生かせる仕組みが必要であることから、地方が現場目線で実効性のある取組をスムーズに行えるよう、国から地方への必要な権限と財源の移譲をしっかりと進めていただきたい。